

公開買付説明書

2025年6月

株式会社宇佐美鋁油
(対象者：株式会社フジ・コーポレーション)

公開買付説明書

本説明書により行う公開買付けは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第2章の2第1節の規定の適用を受けるものであり、本説明書は金融商品取引法第27条の9の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	株式会社宇佐美鋳油
【届出者の住所又は所在地】	愛知県津島市埋田町一丁目8番地
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI 総合法律事務所
【電話番号】	03-6438-5511
【事務連絡者氏名】	弁護士 池田 賢生／同 田中 健太郎
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社宇佐美鋳油 (愛知県津島市埋田町一丁目8番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社宇佐美鋳油(以下「宇佐美鋳油」といいます。)をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社フジ・コーポレーション(以下「フジ・コーポレーション」といいます。)をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注9) 本書中の、「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

- (注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。以下同じとします。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれ又は言及されている全ての財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張しうる権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始できない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者(affiliate)に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注11) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとし、本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注12) 本書及び本書の参照書類中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを保証するものではありません。本書及び本書の参照書類中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者及び対象者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。
- (注13) 公開買付者及びその関連者、公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人(これらの関連者を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令及び米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)規則14e-5(b)により許容される範囲で対象者株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。その場合、市場取引によって市場価格で売買される場合や、市場外の交渉で決まった価格で売買される場合があります。そのような買付け等は市場取引を通じた市場価格又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者の英語ウェブサイト(又はその他の開示方法)においても開示が行われます。

目 次

	頁
第1 【公開買付要項】	1
1 【対象者名】	1
2 【買付け等をする株券等の種類】	1
3 【買付け等の目的】	1
4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】	31
5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】	33
6 【株券等の取得に関する許可等】	34
7 【応募及び契約の解除の方法】	35
8 【買付け等に要する資金】	38
9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】	39
10 【決済の方法】	40
11 【その他買付け等の条件及び方法】	40
第2 【公開買付者の状況】	42
1 【会社の場合】	42
2 【会社以外の団体の場合】	58
3 【個人の場合】	58
第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】	59
1 【株券等の所有状況】	59
2 【株券等の取引状況】	60
3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】	60
4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】	60
第4 【公開買付者と対象者との取引等】	61
1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】	61
2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】	61
第5 【対象者の状況】	62
1 【最近3年間の損益状況等】	62
2 【株価の状況】	62
3 【株主の状況】	62
4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】	63
5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】	64
6 【その他】	64
【対象者に係る主要な経営指標等の推移】	65

第1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

株式会社フジ・コーポレーション

2 【買付け等をする株券等の種類】

(1) 普通株式

(2) 新株予約権(下記①乃至③の新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。)

① 2017年1月27日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第1回新株予約権(以下「第1回新株予約権」といいます。)(行使期間は2017年2月14日から2047年2月13日まで)

② 2018年1月29日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第2回新株予約権(以下「第2回新株予約権」といいます。)(行使期間は2018年2月14日から2048年2月13日まで)

③ 2019年1月29日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第3回新株予約権(以下「第3回新株予約権」といいます。)(行使期間は2019年2月14日から2049年2月13日まで)

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、2025年6月6日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場に上場している対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)の全て(但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とするための取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。なお、本書提出日現在、公開買付者は、対象者株式及び本新株予約権を所有しておりません。

本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年6月6日付で対象者の主要株主かつ筆頭株主であり代表取締役会長でもある遠藤文樹氏(所有株式数：7,683,200株、所有割合(注1)：42.34%)との間で、遠藤文樹氏が所有する対象者株式のうち、対象者の取締役として割り当てられた譲渡制限付株式報酬として所有する対象者株式800株を除く7,682,400株(所有割合：42.33%)について、また、対象者の第三位株主であり取締役副会長でもある佐々木正男氏(所有株式数：1,183,000株、所有割合：6.52%(注2)) (「遠藤文樹氏」及び「佐々木正男氏」を総称して、以下「応募予定株主」といいます。)との間で、佐々木正男氏が所有する対象者株式のうち、対象者の取締役として割り当てられた譲渡制限付株式報酬として所有する対象者株式50,900株を除く1,132,100株(所有割合：6.24%)について、それぞれ公開買付応募契約書(総称して、以下「本応募契約」といいます。)を締結し、応募予定株主が所有する対象者株式(所有株式数：合計8,866,200株、所有割合：48.86%)のうち8,814,500株(所有割合：48.57%、以下「応募予定株式」といいます。)を本公開買付けに応募する旨をそれぞれ合意しております。なお、本応募契約の詳細については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「(1) 本応募契約」をご参照ください。

(注1) 「所有割合」とは、対象者が2025年6月6日に提出した「2025年10月期第2四半期(中間期)決算短信〔日本基準〕(非連結)」(以下「対象者第2四半期決算短信」といいます。)に記載された2025年4月30日現在の対象者の発行済株式総数(18,405,400株)から、対象者第2四半期決算短信に記載された2025年4月30日現在の対象者が所有する自己株式数(294,001株)を控除した数(18,111,399株)に、対象者から報告を受けた、2025年4月30日現在残存する本新株予約権の数の合計である181個の目的となる対象者株式数(36,200株)(注3)を加算した株式数(18,147,599株、以下「潜在株式勘案後株式総数」といいます。)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。以下所有割合の記載について他の取扱いを定めない限り同じです。)をいいます。

(注2) 佐々木正雄氏が所有する対象者株式数には、同氏が対象者の株式累積投資を通じて間接的に所有する単元未満株式は含まれておりません。以下、佐々木正雄氏の所有株式数について同じとします。

(注3) 公開買付者が対象者から報告を受けた、2025年4月30日現在残存する本新株予約権の内訳は以下のとおりです。

新株予約権の名称	2025年4月30日現在の個数(個)	目的となる対象者株式の数(株)
第1回新株予約権	59	11,800
第2回新株予約権	52	10,400
第3回新株予約権	70	14,000
合計	181	36,200

公開買付者は、本公開買付けにおいて対象者株式(但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)の全てを取得し、対象者株式を非公開化することを目的としておりますので、買付予定数の上限を設定しておらず、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の全部の買付け等を行います。

他方で、公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を9,075,600株(所有割合:50.01%)と設定しており、応募株券等の数の合計が9,075,600株に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

公開買付けの成立後の株式併合によるスクイーズアウト手続を確実に行う観点から、買付予定数の下限として対象となる会社の株式の総議決権数の3分の2に相当する議決権数を確保できる株式数を設定することも考えられるものの、公開買付者は、対象者の過去の定時株主総会における議決権行使比率に着目した場合、株式併合によるスクイーズアウト手続を実施する上で、本公開買付けを通じて対象者の総議決権数の3分の2に相当する株式数を取得することは必須であるとはいえないため、本公開買付けの成立の蓋然性を高める観点から、本公開買付けの買付予定数の下限について、対象者の潜在株式勘案後株式総数(18,147,599株)に係る議決権数(181,475個)に50.01%を乗じた数(90,756個、小数点以下を切り上げ)に、対象者の単元株式数(100株)を乗じた株式数(9,075,600株)に設定することといたしました。

買付予定数の下限の設定について、公開買付者は、①対象者の過去5年間の定時株主総会における議決権行使比率に着目した場合、議決権行使比率の平均値は85.63%(小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、議決権行使比率の計算について他に取扱いを定めない限り同じです。)、最大値は87.99%となっており(注4)、保守的に、平均値ではなく最大値である87.99%を用いた場合でも、当該数値に株主総会の特別決議に必要となる3分の2を乗じた58.66%に相当する議決権数を確保できれば、実際には対象者における株式併合によるスクイーズアウト手続の実施は十分に実現可能であると考えられること、②対象者株式のうち、(i)譲渡制限付株式報酬として対象者の取締役及び従業員に付与された対象者の譲渡制限付株式(以下「本譲渡制限付株式」といいます。)のうち本書提出日現在の対象者の取締役6名が所有している株式(159,800株、所有割合:0.88%。以下「本譲渡制限付株式(取締役)」といいます。)及び本書提出日現在の対象者の従業員が所有している株式(74,540株、所有割合:0.41%。以下「本譲渡制限付株式(従業員)」といいます。)、(ii)応募予定株主2名を含む対象者の取締役である株主7名が所有している対象者株式(本譲渡制限付株式(取締役)を除きます。(注5))(9,376,300株、所有割合:51.67%)、(iii)過去に対象者の取締役であり現在対象者の従業員である株主2名が所有している対象者株式(48,900株、所有割合:0.27%)、(iv)対象者の従業員持株会が所有している対象者株式(103,451株、所有割合:0.57%)、及び(v)政策保有として対象者株式を所有している株主(対象者の取引先。以下「政策保有株主」といいます。)が所有している対象者株式(902,000株、所有割合:4.97%)((i)~(v)の合計10,664,991株、所有割合:58.77%。なお、この中には、本応募契約において応募予定株主との間で本公開買付けへの応募を合意している応募予定株式(8,814,500株、所有割合:48.57%)が含まれます。)については、本公開買付けへの応募がなされるか、又は、本公開買付けへの応募がなされなかった場合でも、本臨時株主総会(下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」において定義します。以下同じです。)において、対象者の株主を公開買付者のみとし、対象者を公開買付者の完全子会社とするための一連の手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。)として行われる株式併合に係る議案(以下「本株式併合議案」といいます。)への賛成の議決権行使が行われるものと考えていることから、((i)~(v)の株主の本公開買付けへの応募の有無にかかわらず)本株式併合議案において上記58.66%を確保できる蓋然性が高いと考えていること、さらに、③2020年から2024年の5年間に公表された上場会社の非公開化を目的とし、成立した公開買付け253件のうち、親子会社間、持分法適用会社間、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)(注6)案件の合計139件を除いた資本関係のない第三者間の取引で、スクイーズアウト手続としての株式併合議案に係る株主総会を実施した43件においては、株式併合議案に対する議決権行使比率(但し、公開買付者及びその特別関係者の行使個数は当該計算から除いております。)の平均値は約37.0%、中央値は約41.5%と、平時の定時株主総会の議決権行使比率(平均値73.5%、中央値73.6%)に比して大きく低下する傾向があり、株主総会の特別決議の可決に要する議決権比率である3分の2を乗じた際に50.01%を上回る事例は1件のみ(当該1件の議決権行使比率は78.3%であり、3分の2を乗じた場合には、52.2%となります。)に留まることも踏まえ、仮に①で記載した割合(58.66%)の対象者株式を本公開買付けにより取得できなかったとしても、公開買付者が、50.01%の対象者株式を本公開買付けにより取得できれば、本臨時株主総会において本株式併合議案が承認される蓋然性が高いといえることを考慮いたしました。

(注4) 対象者が2025年1月30日に提出した有価証券報告書において記載された2025年1月29日開催の第52回定時株主総会の基準日(2024年10月31日)の議決権総数(180,782個)、及び2025年1月30日に提出した臨時報告書に記載された第52回定時株主総会において行使された議決権数(159,078個)から、第52回定時株主総会において行使された議決権は議決権総数に対して87.99%に相当します。同様の方法で計算をした場合、2024年1月30日開催の第51回定時株主総会は86.34%、2023年1月30日開催の第50回定時株主総会は84.94%、2022年1月28日開催の第49回定時株主総会は84.12%、2021年1月28日開催の第48回定時株主総会は84.75%となります。

(注5) (ii)に記載の株主(応募予定株主2名を含む対象者の取締役である株主7名)の中には、対象者株式の累積投資を行っている株主が含まれており、本臨時株主総会までの期間に、当該累積投資に係る月例買付けによって単元未満株式が単元株式となり、(ii)に記載の株主の所有株式数が増加する可能性があります。以下、(ii)に記載の株主の所有株式数において同じです。

(注6) 「マネジメント・バイアウト(MBO)」とは、公開買付者が対象者の役員との合意に基づき公開買付けを行うものであって対象者の役員と利益を共通にするものである取引をいいます。

上記②における、本公開買付けへの応募がなされるか、又は、本公開買付けへの応募がなされなかった場合でも、本臨時株主総会において、本株式併合議案への賛成の議決権を行使すると見込まれる対象者株式の検討に関しては、(i)本譲渡制限付株式(取締役)(159,800株、所有割合：0.88%)については、譲渡制限が付されていることから本公開買付けに応募することができませんが、対象者が、2025年6月6日開催の対象者取締役会において、対象者株式の非公開化を前提とした本公開買付けに賛同する意見を表明することを決議しており、当該決議に際しては、審議及び決議に参加した取締役全員が賛成の議決権を行使していることから、本公開買付けが成立した後、本臨時株主総会において本株式併合議案が付議された場合には、対象者の取締役は、その所有する本譲渡制限付株式(取締役)の全てについて、同議案への賛成の議決権行使を行うと考えております。なお、本譲渡制限付株式(取締役)の中には、応募予定株主が所有する譲渡制限付株式51,700株(所有割合：0.28%)が含まれております。また、本譲渡制限付株式(従業員)(74,540株、所有割合：0.41%)についても、譲渡制限が付されていることから本公開買付けに応募することができませんが、対象者の従業員は対象者との間に労使関係にあることから、対象者の意思決定に反する行動は取り難いと考えられるところ、対象者が、2025年6月6日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権の所有者(以下「本新株予約権者」といいます。)の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨決議していることを踏まえると、本公開買付けが成立した後、本臨時株主総会において本株式併合議案が付議された場合には、対象者の従業員は、その所有する本譲渡制限付株式(従業員)の全てについて、同議案への賛成の議決権行使を行うと考えております。

また、(ii)応募予定株主2名を含む対象者の取締役である株主7名(所有株式数合計：9,376,300株、所有割合：51.67%。本譲渡制限付株式(取締役)を除きます。)については、対象者が、2025年6月6日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨決議しており、当該取締役会は、審議及び決議に参加した取締役全員一致により決議されていることを踏まえると、当該取締役は、その所有する対象者株式及び本新株予約権について、本公開買付けへの応募、又は、本公開買付けが成立した後、本臨時株主総会において本株式併合議案が付議された場合には、当該取締役は、その所有する対象者株式及び本新株予約権について、同議案への賛成の議決権行使を行うと考えております。なお、(ii)対象者の取締役である株主7名が保有する株式(合計9,376,300株、所有割合：51.67%)の中には、応募予定株主2名が所有する8,827,300株(所有割合：48.64%)が含まれております。

また、(iii)過去に対象者の取締役であり現在対象者の従業員である株主2名(所有株式数合計：48,900株、所有割合：0.27%)については、対象者に雇用されているという関係性があること、(iv)従業員持株会(所有株式数：103,451株、所有割合：0.57%)については、対象者との間に労使関係にあること、また、対象者株式の取得資金を拠出している対象者の従業員が実質的な株主であることから、対象者の意思決定に反する行動は取り難いと考えられるところ、対象者が、2025年6月6日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨決議していることを踏まえると、(iii)及び(iv)の株主は、対象者の意思決定及び本取引への理解を示して、本公開買付けへの応募、又は、本株式併合議案への賛成の議決権行使を行うものと考えております。

また、(v)政策保有株主(所有株式数合計：902,000株、所有割合：4.97%)については、対象者とのこれまでの取引関係を踏まえた継続的な関係、及び、将来的な対象者との取引可能性や関係性を考慮すると、対象者の意思決定に反する行動は取り難いと考えられるところ、対象者が、2025年6月6日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨決議していることを踏まえると、本公開買付けへの応募が見込めるものと考えております。また、政策保有株主が、本公開買付けへの応募を行わなかった場合においても、本公開買付けが成立し、公開買付者が新たに対象者の親会社となった後においては、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」のとおり、本取引は、公開買付者グループ及び対象者の連携をさらに深め、経営資源の最適配分と相互協力を行うことでシナジー創出が見込め、これにより対象者の企業価値向上に資することが期待される点も考慮すると、対象者との今後の取引拡大や関係構築の上では、本株式併合議案への賛成の議決権行使を行うものと考えております。

以上を踏まえると、公開買付者は、上記(i)の株式に係る議決権数については、本公開買付けへの応募は見込まれない一方で、その全てについて本株式併合議案への賛成の議決権行使がなされる可能性が高く、(ii)～(v)の株式に係る議決権数については、本公開買付けへの応募がなされるか、又は、本公開買付けへの応募がなされなかった場合でも本株式併合議案への賛成の議決権行使がなされる可能性が高いことから、(i)～(v)の合計である10,664,991株(所有割合：58.77%)については、(i)～(v)に記載の株主又は本公開買付けに応募された(i)～(v)の株式を取得した公開買付者の、少なくともいずれかによって本株式併合議案への賛成の議決権行使がなされることにより、対象者の過去5年間の定時株主総会における議決権行使比率の平均値である85.63%に株主総会の特別決議に必要となる3分の2を乗じた58.66%を確保することができるものと考えております。加えて、上記③のとおり、仮に対象者株式の58.66%を本公開買付けにより取得できなかったとしても、公開買付者が、50.01%の対象者株式を本公開買付けにより取得できれば、対象者の臨時株主総会において株式併合に係る議案が承認される蓋然性が高いと考えております。

他方で、(i)～(v)に記載の株主は、上記のとおり本公開買付けに応募すること又は応募せずに本株式併合議案への賛成の議決権行使を行うことが見込まれるものの、そのいずれの選択を取るかは不確定であるところ、本公開買付けの下限を不必要に高く設定してしまうと、仮に(i)～(vi)に記載の株主(応募予定株主を除きます。)の全員又は多数が後者の選択をした場合には、実際に本株式併合議案を対象者の株主総会に付議すれば可決が見込まれる状況であるにもかかわらず、本公開買付けが下限に到達せず不成立となることで、本取引が実行できなくなる可能性があります。このような事態は対象者の企業価値及び対象者株主共同の利益の観点からも望ましくないところ、かかる事態を避けるため、公開買付者としては、上記③に記載したとおり、類似事例におけるスクイーズアウト手続としての株式併合議案に係る株主総会では、平時の定時株主総会の議決権行使比率に比して大きく低下する傾向があり、株主総会の特別決議の可決に要する議決権比率である3分の2を乗じた際に50.01%を上回る事例は43件中1件のみにとどまることを踏まえ、仮に上記①で記載した割合(58.66%)の対象者株式を本公開買付けにより取得できなかったとしても本株式併合議案の可決が合理的に見込まれる水準で、かつ、本応募契約に基づき応募予定株式(8,814,500株、所有割合：48.57%)の本公開買付けへの応募が予定されていることを踏まえ、本公開買付け成立の蓋然性を最大限高められる買付予定数の下限として、本公開買付けの下限を9,075,600株(所有割合：50.01%)と決定いたしました。

なお、上記のとおり、買付予定数の下限の設定については(発行済株式総数ではなく)潜在株式勘案後株式総数を基準としておりますが、本新株予約権は新株予約権のまま本公開買付けに応募することで、本新株予約権買付価格(下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。)での現金化が可能であるにもかかわらず、本新株予約権が全て応募されずに行使されたと仮定した場合の総議決権数をもとに算出していることとなり、保守的に下限を設定しているといえるため、かかる観点からも、本公開買付けにおける買付予定数の下限は、株式併合による本スクイーズアウト手続の実施に十分な水準であると考えております。

本公開買付けにおいては、上記のとおり、買付予定数の下限を総議決権数の3分の2に相当する議決権数を確保できる株式数に設定していないことから、本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2を下回る場合、本株式併合議案が本臨時株主総会において承認されない可能性も理論上は否定できません。

しかし、仮に、当該承認が得られない場合であっても、公開買付者は、最終的に対象者株式の全て(但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することを目的とし、対象者株式の非公開化を行う方針であることから、本公開買付けにおける応募状況や当該時点における対象者の株主の所有状況及び属性並びに市場株価の動向も踏まえた上で、株式併合に係る議案が対象者の株主総会において現実的に承認される水準(具体的な水準は本臨時株主総会における議決権行使比率や直近の対象者の株主構成を踏まえて決定いたします。)に至るまで、市場内での買付け又は市場外での相対取得等の方法により、対象者株式を追加取得し、対象者株式の非公開化を目指す予定です。当該追加取得に関しては、公開買付者は、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)と経済的に同等と評価される価格(対象者が株式併合又は株式分割等、支払う対価の調整を要する行為を行わない限り、1株あたり、本公開買付価格と同額)により、対象者株式を取得する方針です。このような追加取得の具体的な時期及び方法並びにその後の株主総会による株式併合に係る議案の承認までに要する期間については、市況等の諸事情によるため現時点では決定することができませんが、公開買付者としては実務上可能な限り速やかに株式併合が実施されるように最大限努めるものといたします。

公開買付者は、本公開買付けにより対象者株式の全て(但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

対象者が2025年6月6日付で公表した「株式会社宇佐美鉱油による当社株式等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

なお、対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「(iii) 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、1950年に石油販売店として愛知県津島市で創業いたしました。1961年に長距離トラックをターゲットとした日本初のトラックステーションをオープンして以降、国内の主要幹線道路を中心に大型トラックが利用しやすいガソリンスタンドを展開し、北海道から九州までを結ぶサービスステーションネットワークを構築してまいりました。トラックドライバーにとって、「道のあるところに宇佐美がある」を具現化するため、ドライバーの声に耳を傾け、お客様からの要望に応え店舗展開を図ることにより、現在では日本の物流を支える企業の一つとして、2025年5月末現在、497ヶ所の直営店舗網をつくり上げるまでに成長を遂げてまいりました。

公開買付者は、公開買付者グループ(公開買付者及びその子会社31社(2025年5月31日現在)から成る企業グループをいいます。以下同じです。)を構成しており、サービスステーションの運営を基盤として、燃料の直送販売やカーライフ事業等を展開しております。

公開買付者グループは、「常に前進 挑戦 実行」という信条のもと、「私たちはお客様を常に考え創意工夫と和を持ってどこにも誇れる文化を創り、地域と共に歩み、会社の発展と真に明るい豊かな生活の実現のために情熱と勇気と希望をもって邁進する。」という基本理念に則り、創業100年企業を目指しております。昨今では、自然災害発生時の大規模停電や通信障害等、緊急事態における社会インフラの復旧支援(BCP)活動においては、燃料供給を絶やさないことへの重要性を認識し、公開買付者グループとしても過去の大規模災害等(阪神淡路大震災・東日本大震災・北海道胆振東部地震等)の経験から、公開買付者グループ内に配送事業グループを形成し、機動性の高い燃料配送事業を拡大することで、持続可能な社会へ貢献できる企業へと事業領域の拡大を図っております。

公開買付者が属する石油業界では、燃料油の国内需要は、長期的には、自動車の低燃費化や電気自動車(EV)などの次世代自動車の普及により漸減することが見込まれると考えております。また、脱炭素社会の実現に向けた取り組みが加速することで、事業環境はさらに厳しさを増す可能性があると考えております。公開買付者は、このような公開買付者を取り巻く環境が変化する中においても持続的な成長を目指すため、全国に展開するサービスステーションのポテンシャルを活かして「ライフトータルサポーター」としての位置づけを確立するとともに、お客様のカーライフに必要な全てのサービスを提供できるように、車検・修理・カー用品販売等のカーライフ事業にも注力し、事業ポートフォリオの強化を図る必要があると考えております。加えて、カーライフ事業を足掛かりにモビリティ関連事業、カーメンテナンス事業及びガソリンスタンド等の建設事業等の周辺分野への進出を推し進め、現在の主力事業である燃料供給事業のみに左右されない強固な事業ポートフォリオを構築することで、脱炭素社会に向けた動きに対応し、持続可能な社会の実現に貢献することが必須であると認識しております。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、1969年1月に、宮城県仙台市宮千代において、自動車用タイヤの修理及び販売を目的として、対象者の前身である個人商店不二タイヤ商會を創業したとのことです。1971年11月に有限会社不二タイヤ商會を設立した後、1982年11月に組織再編により株式会社不二タイヤ商會を設立し、1988年7月に商号を現商号である株式会社フジ・コーポレーションに変更しているとのことです。また、1996年11月に株式額面変更のため、株式会社建広社を存続会社として合併し、同時に株式会社建広社の商号を株式会社フジ・コーポレーションに変更しているとのことです。対象者株式については、1999年6月に日本証券業協会に登録し、2004年12月にジャスダック証券取引所に上場した後、2010年4月に行われたジャスダック証券取引所と株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」といいます。)の合併に伴い、大阪証券取引所(JASDAQ市場)に上場、2010年10月に大阪証券取引所のJASDAQ市場、ヘラクレス市場及びNEO市場の各市場の統合に伴い、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場し、その後、2013年7月に東京証券取引所と大阪証券取引所の現物市場が統合されたことに伴い、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場したとのことです。さらに2016年1月に東京証券取引所市場第二部に市場を変更し、2016年10月に東京証券取引所市場第一部銘柄に指定、2022年4月に行われた東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、本書提出日現在において、東京証券取引所プライム市場に上場しているとのことです。

対象者は、カー用品のタイヤ・ホイールに的を絞り、店頭販売、通信販売及び業者販売の3つの販売形態にて販売しているとのことです。店舗販売は郊外型の店舗で、幹線道路沿いに多く出店しているとのことです。通信販売は、インターネット上の自社ホームページやネット上のショッピングモールに販売サイトを開設し、日本国内外に向けた販売をしているとのことです。業者販売は、同業者であるカー用品等小売店、カーディーラーやホームセンター、ガソリンスタンド等に直接販売するほか、卸売業者経由で販売しているとのことです。対象者ではこれまで新規に店舗を出店することで、店舗販売の強化はもちろんのこと、その近隣のカーディーラー等新規取引先の開拓による業者販売の増強、ネット販売等における信用性向上による通信販売の増加と、相乗的に成長してきたとのことです。これからも店舗展開を軸に、業者販売の積極的展開と、通信販売ではSEO対策(注1)のほか、販売促進に繋がるような最新のインターネット技術を積極的に導入していくことで、日本国内のタイヤ・ホイール市場における販売シェアを伸ばしていけるものと考えているとのことです。また、業務効率化を目的とした最新システムやRPA(注2)の導入、物流システムのさらなる改善により、人材不足や働き方改革等の諸問題の対策に積極的に取り組み、さらなる業績向上に努めているとのことです。

(注1) 「SEO」とは、「Search Engine Optimization」の略であり、検索エンジン最適化を意味します。WEBページを検索結果に上位表示させ、流入を増やすために実施する一連の取り組みをSEO対策といいます。

(注2) 「RPA」とは、「Robotic Process Automation」の略であり、パソコン上での事務作業を自動化できるソフトウェアロボット技術を指します。

このような状況の中、公開買付者は、2024年12月中旬に、従前より資本政策や財務戦略に関する情報提供を受けることがあった金融機関より、その情報提供の一環として企業提携を含めた対象者の紹介を受け、公開買付者としても2017年から対象者とは取引関係があり、既に対象者やその事業に関する理解があったことから、2024年12月中旬より対象者株式の取得の是非について、公開情報及び独自の分析により検討を開始いたしました。その結果、公開買付者は、(i)対象者が輸入自動車をはじめ、多岐にわたる自動車に対応可能なタイヤ・ホイール商材を扱っており、お客様のニーズを正確に捉える商品を展開していることを強みとしていること、(ii)お客様に信頼されているからこそ、世界的な資源・原材料価格の高騰に伴う物価上昇の局面においても、顧客離れを懸念して商品単価を維持するのではなく、商品の単価上昇を施策として打ち出すことが可能なほどの販売力を有していること、及び(iii)車業界の電気自動車(EVやFCV(注3))の電動化やデジタル化などの様々な変革に対応し、タイヤ・ホイールの販売を通じてモビリティの持続的発展に寄与しており、社会貢献性が高いこと等から、2025年1月下旬、上記のような対象者の企業価値向上の取組みは、公開買付者の上述した取組み及び方向性と共通するものであり、対象者単独ではなく、公開買付者と対象者が協力して、両社での経営資源の最適配分と相互協力を行うことで、より一層、両社の取組みを加速させることができると考えるに至りました。

(注3) 「FCV」とは、Fuel Cell Vehicleの略で、燃料電池を利用した自動車をいいます。

具体的には、公開買付者は、本取引により、以下のシナジーを発現させ、公開買付者及び対象者の成長戦略の実現に向けた取組みを加速することができれば、公開買付者グループ及び対象者の企業価値の最大化に資するものと考えております。

公開買付者が本取引により期待する具体的なシナジーは、以下のとおりです。

(i) 全国規模の店舗網を活用したタイヤ・ホイール販売網の強化

公開買付者グループが展開する全国497ヶ所の直営店舗(2025年5月末現在)において、対象者がタイヤ・ホイール等の販売拠点としても活用可能な体制を整えることが有用であると認識しており、対象者のタイヤ・ホイールを広範囲かつ効率的に販売することで、対象者の商圈エリアや販売機会の拡大が見込めると考えております。

(ii) 両社の強みを活かした自動車関連サービスのワンストップ提供

既に、対象者との間では、対象者のネットショッピングでご注文頂いた、タイヤ・ホイール等の取り付け・タイヤ交換を公開買付者のサービスステーションで実施する「宇佐美SS取り付けサービス」を2017年より展開しております。本取引以降においては、グループ体となることで、公開買付者グループにおける“U s a p p yカード”などの既存会員基盤及び対象者の既存顧客基盤を連携し、共通のポイントプログラムの開発等を行うことで、より充実した自動車関連サービスをワンストップで提供することが可能になると考えております。

(iii) 上場維持に係るコスト削減

本取引以降、ガバナンス体制は公開買付者グループ内でより実効的な形を再構築しつつ、開示コストや決算期の厳格なタイムラインへの対応負荷を軽減させることが可能だと考えております。上場維持に係るコストや人的リソースを新規出店や設備投資、ITシステム刷新などに再配分し、企業価値向上が見込まれると考えております。

また、対象者のネットショッピングにて公開買付者の“うさマート”(注4)の主力商品を展開、又は公開買付者の“うさマート”にて対象者のタイヤ・ホイール等の主力商品を展開し、販路拡大を図ることも見込まれ、これはすでにサイト連携を行っている公開買付者及び対象者だからこそ可能なことだと考えております。現行の両社のサイト連携だけにとどまらず、今後は双方のECチャネルを横断的に強化していくことで、さらなる売上拡大が期待できると考えております。

(注4) 「うさマート」とは、公開買付者の子会社である、うさマートジャパンサービス株式会社が展開するECサイトサービスをいいます。

さらに、仕入面においても、公開買付者グループ全体でタイヤ・ホイール等を集約的に発注・管理する仕組み作りを構築することにより、取引先との交渉力を強化するとともに、ボリュームディスカウントや物流の効率化など、コスト面でのメリットを得やすくなると考えております。当該仕入コストの削減や在庫管理の最適化により、短期的には安定した利益の確保や販売効率向上が見込まれ、長期的には対象者を含む公開買付者グループ全体の収益基盤を支える重要な施策になり得ると考えております。

上記背景、目的、期待するシナジーを念頭に、公開買付者は、両社のより一層の企業価値向上を実現するためには、対象者を公開買付者の完全子会社とすることで、対象者との連携をさらに深め、経営資源の最適配分と相互協力を行うことが必要であると判断いたしました。

なお、対象者が非公開化されることによる一般的なデメリットとして、エクイティ・ファイナンスの活用による資金調達ができなくなることや、上場会社でなくなることによる社会的信用やブランド力を維持できなくなる可能性があることと認識しております。しかしながら、本取引においては、非公開化後も公開買付者グループを通じた資金調達が可能であることや、公開買付者グループ及び対象者は十分な社会的信用力を有していることから、対象者が上場廃止となり、公開買付者の完全子会社となった場合であっても、デメリットは基本的にはないものと考えております。

そこで、2025年2月中旬頃、公開買付者は、公開買付者、対象者及び応募予定株主から独立したファイナンシャル・アドバイザーとして大和証券を、公開買付者、対象者及び応募予定株主から独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所をそれぞれ選任の上、本取引に関する具体的な検討を開始するとともに、2025年3月12日、対象者に対し、本公開買付け及び本スクイーズアウト手続を通じて対象者を完全子会社化することを目的とした本取引に関する正式な意向の申し入れとともにその背景や本取引実施後の成長戦略等を記載した意向表明書(以下「本意向表明書」といいます。)を提出いたしました。

本意向表明書の提出を受けて、対象者は、本取引の対象者の少数株主の皆様への影響に配慮し、本公開買付けを含む本取引に関し、対象者の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、対象者の社外取締役2名及び社外有識者2名の計4名によって構成される特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)(本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「(iv) 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)を2025年3月19日に設置し、同日付で公開買付者、対象者及び応募予定株主並びに本取引の成否のいずれからも独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、山田コンサルティンググループ株式会社(以下「山田コンサル」といいます。))を、公開買付者、対象者及び応募予定株主並びに本取引の成否のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業(以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。))を選任したとのことです。

その上で、公開買付者と対象者は、2025年3月中旬以降、本取引に向けた具体的な協議・検討を開始いたしました。

公開買付者は、本公開買付けの実現可能性の精査のため、2025年3月中旬から同年5月上旬まで対象者に対してデュー・ディリジェンス(以下「本デュー・ディリジェンス」といいます。))を実施するとともに、これと並行して、対象者及び本特別委員会との間で、本取引の意義・目的や、本取引によって発現が見込まれるシナジー、本取引のスキーム並びに本公開買付け価格及び本新株予約権1個当たりの買付け等の価格(以下「本新株予約権買付け価格」といいます。))に関して複数回にわたる交渉を重ねてまいりました。具体的には、同年3月26日、公開買付者は本特別委員会より、公開買付者より提出された本意向表明書の内容を踏まえた、本取引の背景・意義・目的、本取引実施後の成長戦略・シナジー効果等について書面による質問を受領し、同年4月2日、当該質問事項について書面による回答を提出いたしました。さらに、同年4月3日開催の本特別委員会において、公開買付者は、本取引の背景・意義・目的、シナジー効果、本取引後の経営方針等に関する説明及び意見交換を行いました。

本公開買付価格については、公開買付者は、本デュー・ディリジェンスの結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、公開買付者は、対象者に対し、2025年5月7日に、本公開買付価格を2,200円(提案実施日である2025年5月7日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,979円に対して11.17%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,894円(円未満を四捨五入しております。以下、終値単純平均値の計算において同じです。))に対して16.16%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,953円に対して12.65%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,965円に対して11.96%のプレミアムを加えた価格)、本新株予約権買付価格を1円とする第1回提案を行いました。その後公開買付者は、対象者より、第1回提案を受けて、2025年5月9日付で、第1回提案における本公開買付価格は、対象者の少数株主の利益に配慮された金額とは到底いえないとして、本公開買付価格の再提案の要請を受けました。その後、公開買付者は、対象者に対し、2025年5月16日に、本公開買付価格を2,330円(提案実施日である2025年5月16日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,907円に対して22.18%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,930円に対して20.73%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,953円に対して19.30%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,965円に対して18.58%のプレミアムを加えた価格)、本新株予約権買付価格を本公開買付価格と本新株予約権の行使価格1円の差額である2,329円に、本新株予約権1個当たりの目的株式数を乗じた金額とする第2回提案を行いました。その後、公開買付者は、対象者より、第2回提案を受けて、2025年5月21日付で、これまでの対象者の成長と少数株主の期待を勘案すると、第2回提案における本公開買付価格は、依然として、対象者の少数株主の利益に配慮された金額とはいえない水準であるとして、本公開買付価格の再提案の要請を受けました。その後、公開買付者は、対象者に対し、2025年5月23日に、本公開買付価格を2,600円(提案実施日である2025年5月23日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値2,003円に対して29.81%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,943円に対して33.81%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,958円に対して32.79%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,965円に対して32.32%のプレミアムを加えた価格)、本新株予約権買付価格を本公開買付価格と本新株予約権の行使価格1円の差額である2,599円に、本新株予約権1個当たりの目的株式数を乗じた金額とする第3回提案を行いました。その後、公開買付者は、対象者より、第3回提案を受けて、2025年5月29日付で、これまでの対象者の成長と少数株主の期待を勘案すると、第3回提案における本公開買付価格は、依然として、対象者の少数株主の利益に配慮された水準であるとは到底考えられないとして、本公開買付価格の再提案の要請を受けました。その後、公開買付者は、対象者に対し、2025年6月2日に、本公開買付価格を2,750円(提案実施日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値2,120円に対して29.72%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,994円に対して37.91%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,971円に対して39.52%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,970円に対して39.59%のプレミアムを加えた価格)、本新株予約権買付価格を本公開買付価格と本新株予約権の行使価格1円の差額である2,749円に、本新株予約権1個当たりの目的株式数を乗じた金額とする第4回提案を行いました。その後、公開買付者は、対象者より、第4回提案を受けて、2025年6月3日付で、本特別委員会での議論を踏まえ、本公開買付価格は、対象者の少数株主に一定程度配慮された公開買付価格であるものの、少数株主の利益に最大限配慮すべく、第三者算定機関の株式価値算定の試算結果等を総合的に勘案し、公開買付者に対し、本公開買付価格を2,900円、本新株予約権買付価格を本公開買付価格と本新株予約権の行使価格1円の差額である2,899円に、本新株予約権1個当たりの目的株式数を乗じた金額とするよう求める旨の提案を受けました。その後、公開買付者は、対象者に対し、2025年6月5日に、本公開買付価格を2,830円(提案実施日である2025年6月5日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値2,213円に対して27.88%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,018円に対して40.24%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,981円に対して42.86%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,975円に対して43.29%のプレミアムを加えた価格。)、本新株予約権買付価格を本公開買付価格と本新株予約権の行使価格1円の差額である2,829円に、本新株予約権1個当たりの目的株式数を乗じた金額とする最終提案を行いました。最終提案を受けて、公開買付者は、対象者より、2025年6月5日付で、最終提案における本公開買付価格に応諾する旨の連絡を受けました。

他方、公開買付者は、2025年5月16日に応募予定株主に対し本応募契約の締結を申し入れ、同日中に前向きに検討する旨の回答を得たため、応募予定株主との間で、本応募契約の締結に向けた協議を開始いたしました。公開買付者は2025年6月5日に、本公開買付価格が2,830円となることを応募予定株主に伝達したところ、2025年6月5日、応募予定株主より、所有する応募予定株式を本公開買付価格にて本公開買付けに応募する旨の回答があり、2025年6月6日付で本応募契約を締結いたしました。

② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者プレスリリースによれば、上記「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者は、2025年3月12日、公開買付者から、本取引に関する意向表明書を受領したとのことです。そして、対象者は、本取引の対象者の少数株主の皆様への影響に配慮し、本公開買付けを含む本取引に関し、対象者の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、対象者の社外取締役2名及び社外有識者2名の計4名によって構成される本特別委員会を2025年3月19日に設置し、同日付で公開買付者、対象者及び応募予定株主並びに本取引の成否のいずれからも独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、山田コンサルを、公開買付者、対象者及び応募予定株主並びに本取引の成否のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任したとのことです。

対象者は、上記体制を整備した後、本特別委員会により事前に確認された交渉方針や交渉上重要な局面における意見、指示、要請等に基づいた上で、アンダーソン・毛利・友常法律事務所及び山田コンサルの助言を受けながら、本取引の是非に関して公開買付者との間で複数回に亘る協議・交渉を行ったとのことです。

具体的には、対象者は、公開買付者から、2025年5月7日に、本公開買付価格を2,200円(提案実施日である2025年5月7日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,979円に対して11.17%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,894円に対して16.16%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,953円に対して12.65%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,965円に対して11.96%のプレミアムを加えた価格)、本新株予約権買付価格を1円とする第1回提案を受領したとのことです。対象者は、第1回提案を受けて、公開買付者に対し、2025年5月9日付で、第1回提案における本公開買付価格は、対象者の少数株主の利益に配慮された金額とは到底いえないとして、本公開買付価格の再提案の要請を行ったとのことです。その後、対象者は、公開買付者から、2025年5月16日に、本公開買付価格を2,330円(提案実施日である2025年5月16日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,907円に対して22.18%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,930円に対して20.73%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,953円に対して19.30%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,965円に対して18.58%のプレミアムを加えた価格)、本新株予約権買付価格を本公開買付価格と本新株予約権の行使価格1円の差額である2,329円に、本新株予約権1個当たりの目的株式数を乗じた金額とする第2回提案を受領したとのことです。対象者は、第2回提案を受けて、公開買付者に対し、2025年5月21日付で、これまでの対象者の成長と少数株主の期待を勘案すると、第2回提案における本公開買付価格は、依然として、対象者の少数株主の利益に配慮された金額とはいえない水準であるとして、本公開買付価格の再提案の要請を行ったとのことです。その後、対象者は、公開買付者から、2025年5月23日に、本公開買付価格を2,600円(提案実施日である2025年5月23日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値2,003円に対して29.81%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,943円に対して33.81%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,958円に対して32.79%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,965円に対して32.32%のプレミアムを加えた価格)、本新株予約権買付価格を本公開買付価格と本新株予約権の行使価格1円の差額である2,599円に、本新株予約権1個当たりの目的株式数を乗じた金額とする第3回提案を受領したとのことです。対象者は、第3回提案を受けて、2025年5月29日付で、これまでの対象者の成長と少数株主の期待を勘案すると、第3回提案における本公開買付価格は、依然として、対象者の少数株主の利益に配慮された水準であるとは到底考えられないとして、本公開買付価格の再提案の要請を行ったとのことです。その後、対象者は、公開買付者から、2025年6月2日に、本公開買付価格を2,750円(提案実施日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値2,120円に対して29.72%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,994円に対して37.91%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,971円に対して39.52%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,970円に対して39.59%のプレミアムを加えた価格)、本新株予約権買付価格を本公開買付価格と本新株予約権の行使価格1円の差額である2,749円に、本新株予約権1個当たりの目的株式数を乗じた金額とする第4回提案を受領したとのことです。対象者は、第4回提案を受けて、公開買付者に対し、2025年6月3日付で、本特別委員会での議論を踏まえ、本公開買付価格は、対象者の少数株主に一定程度配慮された公開買付価格であるものの、少数株主の利益に最大限配慮すべく、第三者算定機関の株式価値算定の試算結果等を総合的に勘案し、公開買付者に対し、本公開買付価格を2,900円、本新株予約権買付価格を本公開買付価格と本新株予約権の行使価格1円の差額である2,899円に、本新株予約権1個当たりの目的株式数を乗じた金額とするよう求める旨の提案を行ったとのことです。その後、対象者は、2025年6月5日に、公開買付者から、本公開買付価格を2,830円(提案実施日である2025年6月5日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値2,213円に対して27.88%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,018円に対して40.24%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,981円に対して42.86%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,975円に対して43.29%のプレミアムを加えた価格)、本新株予約権買付価格を本公開買付価格と本新株予約権の行使価格1円の差額である2,829円に、本新株予約権1個当たりの目的株式数を乗じた金額とする最終提案を受領したとのことです。対象者は、公開買付者による最終提案を受けて、2025年6月5日付で、公開買付者に対して、最終提案における本公開買付価格に応諾する旨の連絡をしたとのことです。

以上の経緯の下で、対象者は2025年6月5日に、山田コンサルから取得した株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)の内容、並びにリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点についての法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出を受けた本答申書(下記「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「(iv) 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」で定義します。本答申書の概要についても当該箇所をご参照ください。)の内容を最大限に尊重しながら、本取引について、企業価値向上を図ることができるか、本取引に関する諸条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議及び検討を行ったとのことです。その結果、以下の観点から、本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものであり、かつ本取引に関する諸条件は妥当なものであると判断したとのことです。

本公開買付けが成立し、本取引が実行される場合には、対象者は公開買付者の子会社となることで、公開買付者グループが持つ様々なリソースを最大限に活用することが可能となり、対象者の企業価値の向上に資するものとなるとのことです。具体的には、公開買付者が有している全国497ヶ所の直営店舗において対象者商品の取扱いを開始し、また、公開買付者の店舗に対象者の店舗を併設するといった施策を実行することにより、これまで以上の顧客に商品を提供できるようになることが期待されるとのことです。さらに、公開買付者の既存顧客基盤を活用することで、新たな顧客層へのアプローチが容易になり、対象者の販路拡大につながると見込んでいるとのことです。

また、対象者は、新規店舗の展開も円滑に進むと考えているとのことです。従前より、対象者の本社のある東北を中心に着実に新店舗の出店を進めているとのことです。新店舗を展開するには人材が必要であり、その確保及び育成は昨今の人手不足の影響で困難さが増しているとのことです。これにより、今後の成長について鈍化が懸念されるとのことです。各地域の特性を理解し全国展開している公開買付者とともにこれまで展開ができていなかった西日本地域へ店舗展開を行うことにより、今後の成長を実現することが期待されるとのことです。

他方、対象者株式の上場を維持したままでは少数株主の利益や独立性に配慮する必要がある、中長期的な企業価値の向上に向けた対象者経営陣の迅速な意思決定、ひいては上記シナジー効果の実現に大きな遅れが生じる懸念があるとのことです。そのため、今回の提案を受け、非公開化することは、対象者にとって今後の成長を実現し、企業価値の向上につながると判断したとのことです。なお、本取引によるディスシナジーとしては、対象者が上場会社でなくなることで、(i)資本市場から資金調達を行うことができなくなること、また(ii)上場会社として享受してきた知名度や信用力、人材の確保に影響を及ぼす可能性等の懸念があり得るものの、上記(i)については、対象者の現在の財務状況等を考慮するとエクイティ・ファイナンスの活用による資金調達の必要性は当面見込まれないこと、また上記(ii)については、対象者のこれまでの長きにわたる事業活動や社会活動を通じて、市場におけるブランド力や知名度は既に浸透し、従業員や取引先を含めた多数のステークホルダーとの信頼関係も構築できていると考えていることから、対象者が公開買付者の完全子会社になったとしても、上場会社である現状と比して対象者の社会的信用や採用活動への悪影響が生じることは考えにくく、これらの事情を踏まえると対象者の非公開化(完全子会社化)によるディスシナジーは限定的であると考えているとのことです。

また、本公開買付け価格は、対象者株式価値に関する対象者及び特別委員会の第三者算定機関による分析結果や、類似事案におけるプレミアム水準(経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日以降、2025年4月11日までの間に公表し成立した非公開化を前提とする公開買付けの事例のうち、類似事例61件における市場株価へのプレミアムの中央値は、公表日の前営業日における終値に対して44.93%、公表前1ヶ月間の終値単純平均値に対して43.37%、公表前3ヶ月間の終値単純平均値に対して47.32%、公表前6ヶ月間の終値単純平均値に対して53.33%とのことです。)との比較結果に照らし、対象者の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、対象者の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであることから、対象者の一般株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の一般株主の皆様に対して、合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

以上より、対象者は、2025年6月6日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。当該取締役会決議の詳細は、下記「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「(iii)対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

③ 本公開買付け後の経営方針

公開買付者及び対象者は、上記「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のシナジーを着実に発現させるべく、両社の連携を加速させるとともに、意思決定を迅速化させ、総力を結集して取り組んでまいります。なお、公開買付者は、対象者に対し、公開買付者が指名する役職員を派遣する予定ですが、その具体的な人数、時期及び候補者等については本書提出日現在において未定であり、本取引によって対象者株式が上場廃止となった後に、対象者と協議の上、決定する方針です。また、公開買付者は、本取引後は、対象者の従業員については原則として本取引前の地位を維持しながら、公開買付者及び対象者の企業価値向上に関する施策、シナジー効果の発揮及び事業成長の加速に最適な経営体制を構築することを検討しております。

(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在、対象者は公開買付者の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当いたしません。また、対象者の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、MBOにも該当いたしません。

もっとも、公開買付者及び対象者は、公開買付者が、対象者の主要株主かつ筆頭株主であり代表取締役会長でもある遠藤文樹氏及び対象者の第三位株主であり取締役副会長でもある佐々木正男氏それぞれとの間で、応募予定株式を本公開買付けに応募する旨の本応募契約を締結していること、本公開買付けは公開買付者が対象者を非公開化することを前提として行われることから、公開買付者及び対象者は、本取引の公正性を担保するとともに、本取引の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性を排除し、意思決定の公正性、透明性及び客観性を確保し、利益相反を回避すべく、以下の措置を講じております。以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority) (注) (以下「M o M」といいます。)に相当する買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けによる対象者株式の売却を希望する対象者の少数株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、M o Mに相当する買付予定数の下限は設定しておりません。もっとも、公開買付者及び対象者としては、公開買付者及び対象者において、本公開買付け価格の公正性を担保するため並びに利益相反を回避するための措置として、以下の措置をそれぞれ講じていることから、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

(注) 「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」とは、一般に、買取者と重要な利害関係を共通にしない株主が保有する株式の過半数の支持を得ることをM&Aの成立の前提条件とし、当該前提条件を予め公表することをいいます。

(i) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

① 算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係

対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、公開買付者、対象者及び応募予定株主並びに本取引の成否のいずれからも独立した第三者算定機関である山田コンサルに対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2025年6月5日付で本株式価値算定書を取得したとのことです。

また、山田コンサルは、対象者及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。なお、対象者は、本取引に際して実行されている他の本公開買付価格の公正性を担保するための措置並びに利益相反を回避するための措置(具体的な内容については、下記「(ii)対象者における独立した法律事務所からの助言」及び「(iii)対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」ないし「(iv)対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)を踏まえると、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考え、山田コンサルから本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)は取得していないとのことです。

また、本取引に係る山田コンサルに対する報酬の相当な部分は、本取引の公表及び本スクイーズアウト手続の完了を条件に支払われる取引報酬とされているものの、仮に本取引が不成立となった場合であっても対象者に相応の負担が生じるわけではない報酬体系の是非であること等も勘案の上、上記の報酬体系が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断し、山田コンサルを対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任したとのことです。また、本特別委員会は、第1回の会合において、山田コンサルの独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認したとのことです。

② 算定の概要

山田コンサルは、複数の算定手法の中から対象者株式の価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価が存在することから市場株価法を、対象者業績の内容や予想等を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を算定手法として用いて対象者株式の1株当たりの株式価値の分析を行い、対象者は、2025年6月5日付で山田コンサルより本株式価値算定書を取得したとのことです。

上記各手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下とのことです。

市場株価法 : 1,975円から2,213円

DCF法 : 2,423円から3,357円

市場株価法では、2025年6月5日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所プライム市場における基準日の終値2,213円、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,018円、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,981円及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,975円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,975円から2,213円と算定したとのことです。

DCF法では、対象者が作成した2025年10月期から2029年10月期までの事業計画(以下「本事業計画」といいます。)、対象者の2025年10月期第2四半期における財務情報、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2025年10月期第3四半期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を評価し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を2,423円から3,357円までと算定したとのことです。

上記DCF法において前提とした本事業計画においては、大幅な増減益が見込まれている事業年度は含まれていないとのことです。また、本事業計画は、本公開買付けの実行を前提としたものではないとのことです。そのため、本公開買付けの成立により実現することが期待されるシナジー効果は、本事業計画及び株式価値の算定には加味されていないとのことです。

山田コンサルは、対象者の株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報が、全て正確かつ完全なものであること、また、本公開買付け価格の分析・算定に重要な影響を与える可能性がある事実で山田コンサルに対して未開示の事実はないこと等を前提としてこれに依拠しており、独自にそれらの正確性の検証を行っていないとのことです。加えて、対象者の財務予想に関する情報については、対象者の経営陣による現時点での得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを了承したことを前提としているとのことです。また、対象者及びその関係会社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。山田コンサルの算定は、2025年6月5日までの上記情報を反映したものとのことです。

また、本特別委員会は、本事業計画が、公開買付者から独立した者(下記「(v)対象者における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、本取引に関する公開買付者の検討、交渉及び判断に参加若しくは補助する者は検討体制に加わらないこととされているとのことです。)により作成されていることについて確認するとともに、その作成過程においても、作成中の事業計画案の内容、重要な前提条件等について説明を受け、最終的な事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について確認の上、承認しているとのことです。

③ 本新株予約権に係る算定の概要

本新株予約権は、本新株予約権買付価格が、本公開買付価格と本新株予約権の行使価格との差額に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額とされ、本公開買付価格をもとに決定されていることから、対象者は、本新株予約権の買付価格について第三者算定機関から算定書を取得していないとのことです。

なお、本新株予約権はいずれも、譲渡による取得については対象者取締役会の承認を要するものとされておりますが、対象者は、2025年6月6日開催の取締役会において、本新株予約権者の皆様が、その所有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付者に対して譲渡することについて、実際に本新株予約権者から本公開買付けに応募のあった本新株予約権に限り、本公開買付けの成立を条件として、包括的に承認することを決議しているとのことです。

(ii) 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、公開買付者、対象者及び応募予定株主並びに本取引の成否のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、同事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会の意思決定の過程及び方法その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、本取引に係るアンダーソン・毛利・友常法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。また、本特別委員会は、第1回の会合において、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、対象者のリーガル・アドバイザーとして承認しているとのことです。

(iii) 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者は、上記「(i) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の本株式価値算定書、下記「(iv) 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載の本特別委員会から提出された本答申書及び上記「(ii) 対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載の法的助言を踏まえ、本公開買付けについて、慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

その結果、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者取締役会は、本公開買付けを含む本取引は対象者の企業価値の向上に資するものであり、かつ、本公開買付け価格は、対象者の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、対象者の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであることから、対象者の一般株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の一般株主の皆様に対して、合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

以上より、対象者は、2025年6月6日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨決議したとのことです。当該取締役会においては、対象者の取締役9名のうち、本取引に対する意見表明に至る意思決定に関し利害関係を有しない対象者の取締役7名全員が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員一致により上記決議を行ったとのことです。また、上記取締役会には、対象者の監査役4名のうち、健康上の理由から欠席した邊見慶二郎氏を除く3名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、代表取締役会長である遠藤文樹氏及び取締役副会長である佐々木正男氏は、公開買付者が同氏らとの間で応募契約を締結する意向を有していたことから、利益相反の疑いを回避する観点から、2025年3月12日以降、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉に参加しておらず、上記取締役会における審議及び決議には参加していないとのことです。

また、対象者監査役の邊見慶二郎氏は健康上の理由から欠席したものの、上記取締役会に先立ち、当該決議の内容につき説明を受け、対象者取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を得ているとのことです。

(iv) 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

① 設置等の経緯

対象者取締役会は、本公開買付けが対象者株式を非公開化することを目的とする本取引の一環として行われること等を踏まえ、本取引に関する対象者取締役会の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、2025年3月19日、公開買付者、対象者及び応募予定株主並びに本取引の成否のいずれからも独立した、対象者の社外取締役である中村賢二氏及び対象者の社外取締役である大江恵子氏並びに外部専門家である高橋明人氏（弁護士、高橋・片山法律事務所）及び長谷川臣介氏（公認会計士、長谷川公認会計士事務所）の4名によって構成される本特別委員会を設置したとのことです。なお、対象者の社外取締役吉田邦光については、多忙のため本特別委員会における審議に専念することが困難となるおそれがあったことから、本特別委員会の委員としては選任していないとのことです。本特別委員会の委員は設置当初から変更していないとのことです。

本特別委員会の委員長については、対象者の取締役会の構成員として経営判断に直接関与する立場にあり、対象者の事業に相当程度の知見を有していること等を踏まえ、委員の互選に基づき、中村賢二氏が就任しているとのことです。なお、本特別委員会の委員の報酬は、中村賢二氏及び大江恵子氏に関しては特別委員会の開催数に応じた固定報酬、外部専門家である高橋明人氏及び長谷川臣介氏についてはタイムチャージ方式による報酬を採用しており、いずれも本取引の成立を条件とする成功報酬は採用されていないとのことです。

その上で、対象者取締役会は、本特別委員会に対し、(ア)本取引の目的は合理的と認められるか(本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む。)、(イ)本取引に係る手続の公正性が確保されているか、(ウ)本取引の条件(本公開買付けにおける買付価格を含む。)の妥当性が確保されているか、(エ)上記(ア)から(ウ)を踏まえて、本取引は対象者の少数株主にとって不利益でないと考えられるか、及び(オ)対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行うことの是非(以下「本諮問事項」といいます。)について諮問し、本諮問事項についての答申書(以下「本答申書」といいます。)を対象者に提出することを委託したとのことです。

また、対象者取締役会は、対象者取締役会における本取引に関する意思決定は、本公開買付けへの賛否も含め本特別委員会の答申内容を最大限尊重し、特に本特別委員会が本取引に関する取引条件を妥当でないと判断したときには、対象者取締役会は当該取引条件による本取引に賛同しないものとする(本公開買付けに賛同しないことを含みます。)ことを前提として本特別委員会を設置するとともに、本特別委員会に対し、(a)対象者のフィナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザー等の専門家(以下「アドバイザー等」と総称する。)を指名又は承認(事後承認を含む。)する権限、(b)諮問事項の検討にあたって、本特別委員会が必要と認める場合には、自らのアドバイザー等を選任する権限(なお、本特別委員会は、対象者のアドバイザー等が高い専門性を有しており、独立性にも問題がない等、本特別委員会として対象者のアドバイザー等を信頼して専門的助言を求めることができるかと判断した場合には、対象者のアドバイザー等に対して専門的助言を求めることができるものとする。また、本特別委員会のアドバイザー等の専門的助言に係る合理的な費用は対象者の負担とする。)、(c)対象者の役職員その他本特別委員会が必要と認める者から本取引の検討及び判断に必要な情報を受領する権限、並びに(d)本取引の取引条件に関する交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、本取引の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与する権限を付与することを決議したとのことです。なお、本特別委員会は、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である山田コンサル並びに対象者のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認し、それぞれ対象者のファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーとして承認したとのことです。

② 検討の経緯

本特別委員会は、2025年3月19日より2025年6月5日までの間に合計11回、合計約13時間にわたって開催されたほか、各会合間においても電子メールを通じて報告・情報共有、審議及び意思決定等を行うなどして、本諮問事項についての協議・検討を行ったとのことです。

具体的には、本特別委員会は、公開買付者に対し、本取引の意義及び目的、本取引の実施時期・方法、本取引の検討に至った経緯、業界再編を含む本取引後の経営方針等について質問事項を提示し、同社よりその回答を受領した上で、当該回答に関してインタビュー形式で質疑応答を実施したとのことです。さらに、対象者の経営陣や担当者に対して本特別委員会への出席を求め、本取引の意義及び目的、本取引の実施時期・方法、本取引の検討に至った経緯、業界再編を含む本取引後の経営方針等について説明を受けた上で、インタビュー形式により質疑応答を実施したとのことです。

また、本特別委員会は、本事業計画について、対象者の経営陣からその内容、重要な前提条件及び作成経緯等について説明を受けるとともに、これらの事項について合理性を確認しているとのことです。その上で、本特別委員会は、上記「(i)対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、対象者が取得した対象者株式に係る本株式価値算定書について、その価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定内容及び重要な前提条件(DCF法における割引率の計算根拠を含みます。)について、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である山田コンサルから個別に説明を受け、質疑応答及び審議検討を行い、本株式価値算定書の作成過程及び算定結果の合理性を確認しているとのことです。

さらに、本特別委員会は、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である山田コンサル並びに対象者のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本取引の手續面における公正性を担保するための措置並びに本取引に係る対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について説明を受け、その説明を踏まえ、本取引において手續の公正性を確保するために講じるべき措置について審議・検討を行ったとのことです。

また、本特別委員会は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2025年5月7日に公開買付者から本公開買付価格を1株当たり2,200円、本新株予約権買付価格を1円とする旨の提案を書面で受領して以降、公開買付者から価格に関する提案又は連絡を受領する都度、対象者から適時にその内容について報告を受け、対象者が対象者のファイナンシャル・アドバイザーである山田コンサルから受けた財務的見地からの助言を踏まえた対象者の見解を聴取した上でその内容を審議・検討し、重要な局面において公開買付価格を含む取引条件に関する意見を述べる等により、対象者と公開買付者との間の公開買付価格を含む取引条件に関する協議・交渉全般について実質的に関与したとのことです。その結果、対象者は、2025年6月5日、公開買付者から、本公開買付価格を1株当たり2,830円、本新株予約権買付価格を本公開買付価格と本新株予約権の行使価格1円の差額である2,829円に、本新株予約権1個当たりの目的株式数を乗じた金額とすることを含む最終提案を受けるに至ったとのことです。

③ 判断の内容

本特別委員会は、以上の経緯の下、対象者の依頼により対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である山田コンサルから受けた説明並びに本株式価値算定書の内容、並びにアンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的見地からの助言を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2025年6月6日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出したとのことです。

(a) 答申内容

- (ア) 本取引の目的は合理的と認められる(本取引が対象者の企業価値向上に資する。)と考える
- (イ) 本公開買付けを含む本取引に係る手續の公正性が確保されていると考える
- (ウ) 本取引の条件(本公開買付価格を含む。)の妥当性が確保されていると考える
- (エ) 上記(ア)から(ウ)を踏まえると、本取引は対象者の少数株主にとって不利益でないと考える
- (オ) 上記(ア)から(エ)を踏まえれば、現時点において、対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行うことは相当(すなわち「是」)である(従って、対象者取締役会が、①本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行うこと、及び②本公開買付け後に株式併合又は株式等売渡請求の方法を用いた本スクイーズアウト手續を実施する旨の決議を行うことは、対象者の少数株主にとって不利益でないと考える)

(b) 答申理由

- (ア) 「本取引の目的は合理的と認められるか(本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む。)」について
 - ・ 対象者及び公開買付者から説明を受けた、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の「(a) 本取引の目的及び必要性・背景事情」、並びに「(b) 本公開買付けを経て行われる本取引のメリット」について、対象者の現在の事業内容及び経営状況を前提とした具体的なものであると考えられること

- ・ 上記(a)に関して、業務効率化を目的とした最新システムやR P Aの導入、物流システムのさらなる改善により、人材不足や働き方改革等の対策に積極的に取り組み、さらなる業績向上に努めているとの各点は、いずれも対象者の事業形態の具体的な内容を前提に、対象者の属する業界及び市場の環境として一般に説明されている内容とも整合するものと考えられるとともに、対象者に固有の強みなども踏まえた上で、対象者の取り組むべき基本的な方向性を示すものとして合理的なものであると言えること
- ・ 同じく上記(a)に関して、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の対象者における企業価値向上の取組みは、公開買付者における顧客のカーライフに必要な全てのサービスを提供するべく、車検・修理・カー用品販売等のカーライフ事業にも注力し、事業ポートフォリオの強化を図り、ひいては脱炭素社会に向けた動きに対応し、持続可能な社会の実現に貢献したいとの取組みと方向性を一にするものとのことであり、対象者単独ではなく、公開買付者と対象者が協力して、両社での経営資源の最適配分と相互協力を行うことで、より一層、両社の取組みを加速させることができるとの考えは、前記の対象者を取り巻く事業環境及びそれを踏まえた対象者の今後の基本的な対応の方向性を前提として、さらに対象者と公開買付者との今後の具体的な協働、関係性、さらには近時及び今後の自動車関連市場・業界の具体的な状況を踏まえて、今般の本取引の検討を進めているものとして合理的な対応であると考えられること
- ・ また上記(b)に関して、まず公開買付者側から対象者に対して現時点において提示されている想定シナジー(本取引を経て期待されるシナジー)は、「(i)全国規模の店舗網を活用したタイヤ・ホイール販売網の強化」、「(ii)両社の強みを活かした自動車関連サービスのワンストップ提供」及び「(iii)上場維持に係るコスト削減」、並びに両社のE Cチャネルの横断的な強化、仕入れコストの削減及び在庫管理の適正化等とのことであり、その具体的な内容は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載されているとおりであるところ、これらはいずれも現時点で対象者において更なる成長に向けて必要であろうと認識している施策、また今後の具体的な取組み事項として対象者において検討し得る内容のものと考えられ、公開買付者側からの提案内容としては、まずは合理的なものと考えられること
- ・ 加えて、同じく上記(b)に関して、上記(i)から(iii)等の公開買付者側から対象者に対して現時点において提示されている想定シナジーを踏まえ、さらに対象者側においても検討を行った上で、本取引の後に実現を目指すシナジー(すなわち取り組むべき施策)として、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の各点は、対象者において今後の更なる成長へ対応するべく、公開買付者との協働による具体的な施策として合理的なものと考えられること
- ・ 他方で、これらの施策の実行にあたっては、費用支出が先行する可能性もあり得、短期的には対象者の財務状況や業績の悪化をもたらすリスクもあると考えられ、対象者株式の上場を維持したままでは少数株主の利益や独立性に配慮する必要があると、中長期的な企業価値の向上に向けた対象者経営陣の迅速な意思決定、ひいては上記シナジー効果の実現に大きな遅れが生じる懸念もあり、そのため、今般、対象者が非公開化に応じることは、対象者にとって今後の成長を実現し、企業価値の向上につながるものであるとの対象者の判断は、一時的な費用支出の先行や短期的な業績悪化が株価に与え得る影響にとらわれず、より迅速な意思決定を可能として、対象者の成長戦略を推進するための対応として合理的なものであると考えられること

- ・ なお、本取引に伴う対象者の非公開化によるデメリットとして、一般的には、上場会社というステータスを失うことにより、(ア)資本市場から資金調達を行うことができなくなること、また(イ)上場会社として享受してきた知名度や信用力、人材の確保に影響を及ぼす可能性等の懸念があり得るものの、上記(ア)については、対象者の現在の財務状況等を考慮するとエクイティ・ファイナンスの活用による資金調達の必要性は当面見込まれないとのこと、また上記(イ)については、対象者のこれまでの長きにわたる事業活動や社会活動を通じて、市場におけるブランド力や知名度は既に浸透し、従業員や取引先を含めた多数のステークホルダーとの信頼関係も構築できていると考えているとのことから、対象者が公開買付者の完全子会社になったとしても、上場会社である現状と比して対象者の社会的信用や採用活動への悪影響が生じることは考えにくいとのことであり、これらの事情を踏まえると対象者の非公開化(完全子会社化)によるデメリットは限定的であると整理することは合理的なものと考えられること

(イ) 「本取引に係る手続の公正性が確保されているか」について

- ・ 対象者は本取引への対応を検討するに当たり、対象者における検討及び意思決定の過程に対する公開買付者の影響を排除するべく、対象者及び公開買付者のいずれからも独立した本特別委員会を設置していること
- ・ 本特別委員会の委員全4名の半数である2名はいずれも対象者の社外取締役であり、残る2名は外部の専門家である公認会計士及び弁護士であること
- ・ さらに当該社外取締役のうち1名が本特別委員会委員の互選により同委員会の委員長に選定されていること
- ・ 対象者は、本取引への対応を検討するに当たり、本公開買付けの条件とりわけ本公開買付価格の公正性を確保すべく、対象者株式に係る株式価値の算定を、対象者及び公開買付者のいずれからも独立した第三者算定機関である山田コンサルへ依頼した上で、本株式価値算定書を取得していること、また山田コンサルの上記独立性に関し本特別委員会においても必要な説明を受けた上で当該独立性を確認していること
- ・ なお、本取引に係る山田コンサルに対する報酬の相当部分は、本取引の公表及び本スクイーズアウト手続の完了をそれぞれ条件として、そのたび毎に所定の金額が支払われる取引報酬とされているとのことである。この点、第三者算定機関(またファイナンシャル・アドバイザー)への報酬支払について取引の成立が条件となると、取引の成立を優先させる等の事情によりその独立性が損なわれるのではないかと指摘もあり得るところ、本件では上記のとおり本取引の公表及び本スクイーズアウト手続の完了がそれぞれ条件とされており、本取引の公表時点では未だ本取引の成否については何ら確定していないこと、また仮に本取引が不成立となった場合であっても本取引の公表時点で報酬の相応部分が支払われるため山田コンサルに過度の経済的負担が生じる訳では無いと言えること、むしろ第三者算定機関及びファイナンシャル・アドバイザーの業務量は取引の公表までの期間が特に多いことが一般的であり、本取引の公表を条件として相応額の報酬を支払うとの点はかかる業務負担に応じた合理的対応と言え、実際、同種の取引においても採用されている条件であると理解しており、これらを踏まえると本取引における山田コンサルに対する報酬体系は全体として同社の独立性を損なうものではないと考えられること
- ・ また対象者は、本取引に関する法的助言を得るべく、対象者及び公開買付者のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任していること、またアンダーソン・毛利・友常法律事務所の上記独立性に関し当特別委員会においても必要な説明を受けた上で当該独立性を確認していること

- ・ 今般の本スクイーズアウト手続を含む本取引は、いわゆるMBO取引に該当するものではないものの、公開買付者が、対象者の主要株主かつ筆頭株主及び第三位株主との間で応募契約を締結した上で実施される予定のものであり、構造的な利益相反性が生じる可能性があり得るところ、対象者においては、上記の体制のもと、本取引についてより慎重に条件の妥当性・公正性を担保する必要がある旨を認識して、対象者から公開買付者に対して協議過程の早い段階から少数株主の利益に十分配慮した取引条件を要請してきたと言えること
- ・ 対象者と公開買付者との間の協議及び交渉の方針に関して、対象者及び対象者のファイナンシャル・アドバイザーでもある山田コンサルから本特別委員会に対して交渉方針等の説明が行われた上で、本特別委員会において確認された当該交渉方針の下に公開買付者との交渉が進められたこと
- ・ 対象者と公開買付者との間の協議及び交渉の具体的な状況についても、適時に本特別委員会への報告が行われてきており、かつ特に本公開買付価格に関する協議及び交渉の局面においては、当該報告の内容を踏まえ本特別委員会から対象者及び対象者のファイナンシャル・アドバイザーでもある山田コンサルに対して意見を述べるとともに、必要と考えられる提言及び要請等を行うなど、本公開買付けの条件とりわけ本公開買付価格の交渉過程に本特別委員会が実質的に関与可能な体制が確保されていること
- ・ その上で、条件の妥当性及び公正性並びに現実性といった事情について、対象者において全般的な検証を重ねた上で、公開買付者との複数回に及ぶ協議を経て本公開買付価格の妥当性についての検討を行い、今般取締役会決議が予定されている価格についての最終的な調整が進められたこと
- ・ その後、最終的に対象者及び公開買付者間で本公開買付価格を含む本取引の条件について合意するに至り、対象者において、当該合意された価格をもって、取締役会で決議を予定している本公開買付価格となったこと
- ・ さらに、いわゆる二段階買収等に関しても、早期かつ詳細な開示及び説明を行う予定とのことであり、対象者株主(該当のある場合における対象者の新株予約権者を含む。以下同じ。)の適切な判断機会の確保に努めていると言えること、その他公開買付者及び対象者が作成し開示する予定の各開示書類において、対象者株主(とりわけ少数株主)が本公開買付けを含む本取引の各条件の妥当性等を判断するために必要かつ相当と考えられる情報が開示される予定となっていること
- ・ 利害関係を有すると整理される対象者取締役について、対象者における本取引の検討に加わっておらず、また今後開催される本取引に関する取締役会に関しその審議及び決議にも参加しない予定であることなど、意思決定過程における恣意性の排除に努めていると言えること
- ・ 本公開買付けにおいては、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおりの内容の買付予定数の下限が設定されており、当該下限の設定により、本公開買付けへの応募が極めて少ないものにとどまる場合には、本公開買付けを通じた対象者株式の買付け等が行われないことになり、この点は対象者の少数株主(いわゆる一般株主)の意向を可能な限り尊重するものと言えること、他方で当該下限は対象者における株主総会の可決水準等を考慮した上で設定されたものとのことであり、確かに更に高い水準での下限を検討することも考え得るところではあるものの、後記のとおり本公開買付価格の妥当性が確保されていると考えられることを前提に(すなわち、対象者が第三者算定機関から取得した株式価値算定書におけるDCF法による算定との関係における妥当性、また相応のプレミアムが付されていると考えられる点、さらに対象者が公開買付者との間で行った複数回の価格交渉の各回において相当額の価格引き上げを引き出し、最終的にも当初の価格提案から相当に上昇した本公開買付価格にて合意が成立するに至っていること、当該価格は対象者株式の過去最高値を上回るものであること、またいわゆるPBRとの関係においても1.0倍を大きく超える水準にあること等を踏まえ)、上記対象者の少数株主の意向の尊重と本公開買付けを含む本取引の成立の安定性とのバランスを図るためのものとして合理的なものと考えられること

- ・ なお、本公開買付けにおいては、M o Mの条件設定は行われていないものの、公開買付者は、対象者の主要株主かつ筆頭株主及び第三位株主との間で応募契約を締結した上で本公開買付けを実施する予定のものであり、M o Mはかえって本公開買付けの成立を不安定なものとする可能性があり得るところである(すなわち、対象者の主要株主かつ筆頭株主及び第三位株主との間で応募契約が締結される予定のもと、公開買付者が対象者完全子会社化の意向を示した以上、仮に今回本公開買付けが成立しなかったとしても、将来のいずれかの時点において再度同様の取引が実施される可能性があり、少数株主が不安定な立場に置かれる可能性もあり得ると言える。)。加えて、M o Mは本公開買付けへの応募を希望する少数株主(すなわち、対象者株式の売却機会を希望する株主)の利益に資さない可能性もあり得るところである。そのため、他のいわゆる公正性担保措置について相当程度の配慮が行われていると言えること等を踏まえると、形式的にM o Mが無いことを特に注視しなければならない状況には無いものと考えられること
- ・ 本公開買付けにおいて、その買付期間は31営業日と法令上の最短期間である20営業日より長期の期間が設定される予定であること、また対象者は公開買付者との間で、対象者が公開買付者以外の買収提案者(以下「対抗的買収提案者」という。)と接触することを禁止するようないわゆる取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者と接触することを制限するような内容の合意を行っていないこと等から、いわゆるマーケット・チェックの観点において特段不合理な状況には無いものと考えられること。なお、市場における潜在的な買収者の有無を調査・検討する、いわゆる積極的なマーケット・チェックに関しては、情報管理の観点等から実務上その実施は必ずしも容易とは言えず、従って本件においてもそのような対応が行われていないことのみをもって、マーケット・チェックの点で不合理な状況が生じるものでは無いと考えられること
- ・ 本取引においては、対象者株式の非公開化のために、いわゆる二段階買収の手続が予定されている(現状、本公開買付けの結果次第で、株式等売渡請求又は株式併合のいずれかの手続によることが予定されている)が、株式等売渡請求に関連する少数株主(一般株主)の権利保護を目的とした会社法上の規定として、裁判所に対して売買価格の決定の申立てを行うことが可能とされていること。また、株式併合に関連する少数株主(一般株主)の権利保護を目的とした会社法上の規定として、所定の条件のもと、対象者の株主は、対象者に対し、自己の所有する普通株式のうち一株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者普通株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められていること。かかる申立てが行われた場合の価格の決定は、最終的には裁判所が判断することとなり、対象者の少数株主(一般株主)においては、かかる手続を通じて経済的な利益の確保を図ることが可能とされていること
- ・ 以上のとおり、本スクイーズアウト手続の条件の公正性の担保に向けた客観的状況の確保等の諸点について、具体的な対応が行われているものと考えられ、公正な手続を通じた対象者株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられること

(ウ) 「本取引の条件(本公開買付価格を含む。)の妥当性が確保されているか」について

- ・ 対象者において、本取引の条件、とりわけ本公開買付けにおける対象者株式に係る本公開買付価格の公正性・妥当性を確保するために、その検討及び判断に際して、対象者株式に係る株式価値算定のための独立の第三者算定機関として山田コンサルを選任し、本株式価値算定書を取得した上で、当該株式価値算定書を参考としていること
- ・ 山田コンサル作成の本株式価値算定書の結論に至る計算過程について、その算定手法は現在の実務に照らして一般的、合理的な手法であると考えられること
- ・ 上記算定の内容についても現在の実務に照らして妥当なものであると考えられること、また当該算定の前提となっている本事業計画の内容に関する対象者及び山田コンサルから本特別委員会に対する説明を踏まえ、本特別委員会においても、本事業計画の作成経緯及び対象者の現状を把握した上で、それらに照らし不合理な点がないかという観点から本事業計画の合理性を確認しており、結論として本事業計画を合理的なものであると考えていること

- ・ これらを踏まえ、山田コンサル作成の本株式価値算定書について、特段不合理な点あるいは著しい問題などは認められないと考えられること
- ・ また、本株式価値算定書を基礎として対象者においても本取引の必要性及びメリット、対象者の今後の事業への影響といった事情等を全般的に考慮した上で、本公開買付価格の検討を行ってきたと言えること
- ・ 対象者において、山田コンサルを経験豊富なファイナンシャル・アドバイザーとして起用し、公開買付者との間で、本公開買付価格を含む本取引全般の条件交渉を複数回にわたり実施したと言えること。その結果として公開買付者側からの初回提案価格2,200円に対して、二回目の提案において130円の上乗せ、三回目の提案において更に270円の上乗せ、四回目の提案において更に150円の上乗せ、そして五回目の提案において更に80円の上乗せを引き出し、最終的に今般対象者取締役会において決議を予定している本公開買付価格での合意に至っていること
- ・ 対象者において山田コンサルから取得した本株式価値算定書を前提に、対象者と公開買付者との間で合意された本公開買付価格は、当該算定結果の範囲内であること。特にDCF法による算定との関係では、算定レンジの中央値を超える価格となっていること。なお、いわゆるPBRとの関係においても1.0倍を大きく超える水準にある
- ・ 本答申書提出日(上記株式価値算定における市場株価法に係る算定基準日)の対象者株式の取引終値(2,213円)並びに直近1ヶ月平均、直近3ヶ月平均及び直近6ヶ月平均の終値単純平均値(2,018円、1,981円及び1,975円)に対してそれぞれ約27.88%、約40.24%、約42.86%及び約43.29%に相当するプレミアムが付されたものとなっている。また、本公開買付価格は対象者株式の株式市場における過去最高値を上回るものとなっており、従って対象者株式を株式市場で取得した全ての株主についてその取得価格を上回るものとなっている。その上で、本公開買付けに関する、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「②対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載されている過去の類似事例におけるプレミアムの実例を踏まえると、本公開買付価格に付されたプレミアムは特段異なる水準を提示しているものとは考えられず、かかる類似事例と特段の遜色のない、十分に合理的水準であると推定されること
- ・ なお、過去の類似事例におけるプレミアムの実例として対象者のファイナンシャル・アドバイザーから説明を受けた内容は以下のとおりである。すなわち、類似事例61件における市場株価へのプレミアムの中央値は、公表日の前営業日における終値に対して44.93%、公表前1ヶ月間の終値単純平均値に対して43.37%、公表前3ヶ月間の終値単純平均値に対して47.32%、公表前6ヶ月間の終値単純平均値に対して53.33%とのことである。この点、前記のとおりの本公開買付価格に対する各プレミアム率(すなわち、約27.88%、約40.24%、約42.86%及び約43.29%)は、いずれも上記類似事例における各プレミアム率を下回る数字ではあるものの、(i)公表日の前営業日における終値に対するプレミアムについては、対象者の直近の株価が上昇の基調にある中での数字であるために、類似事例と比較した場合多少なりとも低い率にとどまったものと言えること、(ii)他方で、直近1ヶ月平均、直近3ヶ月平均及び直近6ヶ月平均の各終値単純平均値に対するプレミアムについては、いずれも絶対値として40%を超えるものであり、相応のプレミアムが付されていると言えること、(iii)本件における公表日の前営業日における終値に対するプレミアムは約27.88%であるところ、上記類似事例61件においても30%未満の事例が17件あること、また(iv)本件における公表前1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムは約40.24%であるところ、同様に上記類似事例61件においても40%未満の事例が25件あることといった事情を踏まえ、本公開買付価格に付されたプレミアムは前記類似事例と特段異なる水準を提示しているものとは考えられず、当該類似事例と特段の遜色のない、十分に合理的水準であると推定するものである
- ・ これらの対象者における対応は、本公開買付けを含む本取引の条件とりわけ本公開買付価格の公正性・妥当性を確保し、またこれらに関する対象者の判断及び意思決定について、その過程から恣意性を排除するための方法として合理性・相当性を有するものと考えられること

- ・ さらに、対象者からの説明によれば、本スクイズアウト手続の条件に関しても、今後特段の事情が無い限り、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定、決定する予定であること
- ・ この点、本スクイズアウト手続は、本公開買付けの後、本公開買付けに続く手続として行われることが予定されているもの(いわゆる二段階買収としての手続)であり、時間的に近接した両手続における取引条件が同一のものとなるようにすることは合理的と考えられること
- ・ 買付予定数の上限・下限や撤回等の条件、二段階買収に関する事項などをはじめとする本公開買付価格以外の本取引の諸条件についても、本公開買付けの成立を不安定にしたり強圧性を生じさせたりする等、少数株主にとって不利となるような条件は設定されておらず、妥当であると考えられること
- ・ なお、本公開買付けにおける本新株予約権 1 個あたりの買付け等の価格については、本公開買付価格と本新株予約権の行使価額(すなわち 1 円)との差額に、各本新株予約権 1 個あたりの目的株式数を乗じた金額であり、このような取扱いは、対象者株式を対象とする本新株予約権買付価格について、本公開買付価格と同等の水準で算定するものと言え、合理的なものと考えられること

(エ) 「上記(ア)から(ウ)を踏まえて、本取引は対象者の少数株主にとって不利益でないと考えられるか」について

- ・ 上記(ア)から(ウ)をまでにおいて検討した諸事項以外の点に関して、本特別委員会において、本公開買付けを含む本取引に関する決定(本公開買付けに関する意見表明の決定を含む。)が対象者の少数株主にとって不利益なものであると考える事情は現時点において特段見あたらず、従って本取引に関する決定(本公開買付けに関する意見表明の決定を含む。)は対象者の少数株主にとって不利益でないと考える

(オ) 「対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行うことの是非」について

- ・ これまでに述べたとおり、(ア)本取引の目的は合理的と認められる(本取引が対象者の企業価値向上に資する。)と考えられること、(イ)本公開買付けを含む本取引に係る手続の公正性が確保されていると考えられること、(ウ)本取引の条件(本公開買付価格を含む。)の妥当性が確保されていると考えられること、(エ)上記(ア)から(ウ)を踏まえると、本取引は対象者の少数株主にとって不利益でないと考えられることからすると、現時点において、対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行うことは相当(すなわち「是」)である(従って、対象者取締役会が、①本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行うこと、及び②本公開買付け後に株式併合又は株式等売渡請求の方法を用いた本スクイズアウト手続を実施する旨の決議を行うことは、対象者の少数株主にとって不利益でないと考えられ、これに反する事情は現時点において特段見当たらない

(v) 対象者における独立した検討体制の構築

対象者は、公開買付者及び応募予定株主から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を対象者の社内に構築したとのことです。

具体的には、対象者は、2025年3月12日に公開買付者より、本意向表明書を受領した後、本取引の検討並びに本取引に係る協議及び交渉を行う社内検討体制(代表取締役社長 1 名、執行役員 3 名、部長 1 名の計 5 名)を設置し、そのメンバーは、公開買付者の役職員を兼務しておらず、かつ、過去に公開買付者の役職員としての地位を有していたことのない対象者の役職員のみから構成されるものとし、本書提出日に至るまでかかる取り扱いを継続しているとのことです。

(vi) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、法令で定められた最短の買付け等の期間が20営業日であるところ、本公開買付けにおける買付け等の期間が31営業日に設定され、法定の最短期間より比較的長期に設定することにより、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することが企図されております。

また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととしております。このように、上記公開買付期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(vii) その他の公正性担保措置の実施

公開買付者は、①本公開買付けの決済の完了後速やかに、公開買付者が本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、対象者株式の全て(但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)の株式等売渡請求をすること又は株式併合及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会の開催を対象者に要請をすることを予定しており、対象者の株主に対して株式買取請求権又は価格決定の申立てが確保されない手法は採用しないこと、②株式等売渡請求又は株式併合をする際に、対象者の株主に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主(公開買付者及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されること、また、株式等売渡請求をする際に、本新株予約権者(公開買付者を除きます。)に対価として交付される金銭は、本新株予約権買付価格に本新株予約権者が所有する本新株予約権の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかにしていることから、対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者が対象者を完全子会社化することを目的とする本取引の一環として本公開買付けを実施するため、本公開買付けにより対象者株式の全て(但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、本譲渡制限付株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

① 株式等売渡請求

公開買付者は、本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)の全員に対し、その所有する対象者株式の全部を売り渡すことを請求(以下「株式等売渡請求」といいます。)するとともに、併せて、本新株予約権者(公開買付者を除きます。)の全員(以下「売渡新株予約権者」といいます。)に対し、その有する本新株予約権の全部を売り渡すことを請求(以下「新株予約権売渡請求」といい、株式等売渡請求と併せて「株式等売渡請求」と総称します。)する予定です。株式等売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定であり、また、新株予約権売渡請求においては、本新株予約権1個当たりの対価として、本新株予約権買付価格と同額の金銭を対象者の売渡新株予約権者に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対して株式等売渡請求の承認を求める予定です。対象者がその取締役会の決議により株式等売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主及び売渡新株予約権者の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、株式等売渡請求において定めた取得日をもって、対象者の株主全員からその所有する対象者株式の全部を取得し、売渡新株予約権者からその所有する本新株予約権の全部を取得します。なお、対象者プレスリリースによれば、公開買付者より株式等売渡請求をしようとする旨及び会社法第179条の2第1項各号の事項について通知を受けた場合には、対象者取締役会において株式等売渡請求を承認する予定とのことです。

株式等売渡請求に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、会社法第179条の8その他関係法令の定めに従って、売渡株主及び売渡新株予約権者は、裁判所に対して、その所有する対象者株式及び本新株予約権の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

② 株式併合

本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、会社法第180条に基づき、株式併合を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに対象者に要請する予定です。また、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者及び対象者を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者が対象者株式の全て(但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことであり、また、本臨時株主総会を開催する場合、2025年9月頃を目途に開催される予定とのことです。その具体的な手続及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定とのことです。

株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主の皆様(公開買付者及び対象者を除きます。)は、対象者に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

上記のとおり、株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、株式併合に反対する対象者の株主の皆様(公開買付者及び対象者を除きます。)は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

なお、本譲渡制限付株式については、対象者の役職員との間の本譲渡制限付株式に係る割当契約書において、会社法第180条第2項第2号に定める株式併合の効力発生日又は会社法第179条の2第1項第5号に規定する特別支配株主が対象者株式を取得する日(以下「スクイーズアウト効力発生日」といいます。)が譲渡制限期間中に到来する場合には、対象者は、スクイーズアウト効力発生日の前営業日の直前時において、本譲渡制限付株式の全部を無償で取得するとされているため、スクイーズアウト効力発生日時点において譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式は無償取得する予定とのことです。なお、対象者及び公開買付者は、本譲渡制限付株式に代わる、これと同等の経済的価値の代替的な報酬を対象者の役職員に対して付与することにつき、買付者が本公開買付けの決済後において対象者と誠実に協議の上合意することについて2025年6月6日付で覚書(以下「本覚書」といいます。)を締結しております。本覚書の概要等は下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「(2) 本覚書」をご参照ください。なお、当該代替的な報酬は、本譲渡制限付株式が退職慰労金又は退職金としての性質を有することから、本譲渡制限付株式を保有する対象者役職員が享受すべき経済的利益を実質的に損なわないよう、本譲渡制限付株式が本公開買付けに応募されるか否かを条件とすることなく本公開買付けへの応募とは独立して、本公開買付け成立後に対象者及び公開買付者と協議しながら決定する予定のものですので、公開買付価格の均一性規制(法第27条の2第3項。以下同じです。)の趣旨に反するものではないと考えております。

上記の株式等売渡請求及び株式併合の各手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

また、公開買付者は、本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できず、かつ、本新株予約権が行使されず残存した場合には、対象者に本新株予約権の取得、本新株予約権者による放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を実施することを要請し、又は実施することを予定しております。なお、対象者は、当該要請を受けた場合にはこれに協力する意向とのことです。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様が自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本スクイーズアウト手続が実行された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に該当し、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

なお、上場廃止を目的とする理由及び少数株主の皆様への影響及びそれに対する考え方につきましては、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおりです。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

(1) 本応募契約

上記「(1) 本公開買付けの概要」及び「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2025年6月6日付で、応募予定株主との間で、本応募契約を締結しております。本応募契約において、応募予定株主は、本公開買付けにおいて、遠藤文樹氏が所有する対象者株式のうち、対象者の取締役として割り当てられた譲渡制限付株式報酬として所有する対象者株式800株を除く所有株式数：7,682,400株(所有割合：42.33%)、佐々木正男氏が所有する対象者株式のうち、対象者の取締役として割り当てられた譲渡制限付株式報酬として所有する対象者株式50,900株を除く所有株式数：1,132,100株(所有割合：6.24%)の全てを本公開買付けに応募する旨を合意しております。なお、本応募契約を除き、公開買付者と応募予定株主との間で契約その他の合意は存在せず、本公開買付価格の支払を除き、応募予定株主に対して本公開買付けに際して付与される利益はありません。本応募契約の概要は、以下のとおりです。

① 遠藤文樹氏との間の本応募契約

公開買付者は、2025年6月6日付で、遠藤文樹氏との間で、同氏が所有する応募予定株式の全てについて、本公開買付けに応募する旨を含む契約を締結しております。

本応募契約においては、遠藤文樹氏による本公開買付けへの応募の前提条件として、(i)本応募契約締結日及び本公開買付けの開始日(以下「本開始日」といいます。))において、公開買付者の表明保証事項(注1)が全て真実かつ正確であること、(ii)公開買付者において、本開始日までに本応募契約に基づき履行又は遵守すべき義務(注2)が、全て履行又は遵守されていること、(iii)本公開買付けが法令等に違反しておらず、かつ、裁判所その他の司法機関、行政機関等により本公開買付けで企図される買付けが法令等に違反する旨又は実施を停止若しくは延期すべき旨の指導・回答・勧告その他措置・処分がないことが規定されております。但し、遠藤文樹氏は、その裁量により、以上の前提条件のいずれも放棄して、本公開買付けに応募する義務を履行することができるものとされています。

(注1) 本応募契約において、公開買付者は、(a)設立及び存続、(b)本契約の締結及び履行、(c)強制執行可能性、(d)許認可等の取得、(e)法令等との抵触の不存在、(f)反社会的勢力等との不関与、(g)倒産手続等の不存在について表明及び保証を行っております。

(注2) 本応募契約において、公開買付者は、遠藤文樹氏に対して、大要、(a)表明保証違反を認識した場合の通知義務、(b)公租公課の負担義務、(c)秘密保持義務を負担しています。

また、本応募契約において、遠藤文樹氏は、本公開買付けの決済の開始日までの間に、①対象者の株主総会の招集請求権、議題提案権及び議案提案権その他の株主権を行使しないこと、②全ての対象者株式及び新株予約権の譲渡、担保設定その他の処分、又は、対象者株式及び本新株予約権若しくは対象者株式及び本新株予約権に係る権利の取得、提供もしくは譲渡(空売りを含む。)を行わず、また、第三者との間で、競合取引等(公開買付者以外の第三者による、本公開買付けに競合し、もしくは本公開買付けと矛盾し、又は本公開買付けによる対象者株式の買付けを困難とする取引に関する提案、勧誘、協議、交渉、合意、実行又は情報提供をいいます。以下同じです。)を行わないこと、③第三者から競合取引等に係る提案を受けた場合には、公開買付者に対して、その事実を直ちに通知し、方針について公開買付者と誠実に協議すること、④公開買付けの決済の開始日以前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会(もしあれば)について、遠藤文樹氏が応募対象となる株式又は本譲渡制限付株式(取締役)に係る議決権を有するときは、遠藤文樹氏は、公開買付者の指示に従い、(i)当該議決権を公開買付者の指示に従って行使するか、又は(ii)公開買付者又は公開買付者の指定する者に対し、当該議決権に係る包括的な代理権を授与する委任状その他一切の必要書類を交付するかいずれかの対応を行うこと、⑤公開買付期間中においては、対象者の株券等の買付け等に該当する行為を一切行わないことを誓約しています。

② 佐々木正男氏との間の本応募契約

公開買付者は、2025年6月6日付で、佐々木正男氏との間で、同氏が所有する応募予定株式の全てについて、本公開買付けに応募する旨を含む契約を締結しております。

本応募契約においては、佐々木正男氏による本公開買付けへの応募の前提条件として、(i)本応募契約締結日及び本開始日において、公開買付者の表明保証事項(注1)が全て真実かつ正確であること、(ii)公開買付者において、本開始日までに本応募契約に基づき履行又は遵守すべき義務(注2)が、全て履行又は遵守されていること、(iii)本公開買付けが法令等に違反しておらず、かつ、裁判所その他の司法機関、行政機関等により本公開買付けで企図される買付けが法令等に違反する旨又は実施を停止若しくは延期すべき旨の指導・回答・勧告その他措置・処分がないことが規定されております。但し、佐々木正男氏は、その裁量により、以上の前提条件のいずれも放棄して、本公開買付けに応募する義務を履行することができるものとされています。

(注1) 本応募契約において、公開買付者は、(a)設立及び存続、(b)本契約の締結及び履行、(c)強制執行可能性、(d)許認可等の取得、(e)法令等との抵触の不存在、(f)反社会的勢力等との不関与、(g)倒産手続等の不存在について表明及び保証を行っております。

(注2) 本応募契約において、公開買付者は、佐々木正男氏に対して、大要、(a)表明保証違反を認識した場合の通知義務、(b)公租公課の負担義務、(c)秘密保持義務を負担しています。

また、本応募契約において、佐々木正男氏は、本公開買付けの決済の開始日までの間に、①対象者の株主総会の招集請求権、議題提案権及び議案提案権その他の株主権を行使しないこと、②全ての対象者株式及び新株予約権の譲渡、担保設定その他の処分、又は、対象者株式及び本新株予約権若しくは対象者株式及び本新株予約権に係る権利の取得、提供もしくは譲渡(空売りを含む。)を行わず、また、第三者との間で、競合取引等(公開買付者以外の第三者による、本公開買付けに競合し、もしくは本公開買付けと矛盾し、又は本公開買付けによる対象者株式の買付けを困難とする取引に関する提案、勧誘、協議、交渉、合意、実行又は情報提供をいいます。以下同じです。)を行わないこと、③第三者から競合取引等に係る提案を受けた場合には、公開買付者に対して、その事実を直ちに通知し、方針について公開買付者と誠実に協議すること、④公開買付けの決済の開始日以前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会(もしあれば)について、佐々木正男氏が応募対象となる株式に係る議決権を有するときは、佐々木正男氏は、公開買付者の指示に従い、(i)当該議決権を公開買付者の指示に従って行使するか、又は(ii)公開買付者又は公開買付者の指定する者に対し、当該議決権に係る包括的な代理権を授与する委任状その他一切の必要書類を交付するかいずれかの対応を行うこと、⑤公開買付期間中においては、対象者の株券等の買付け等に該当する行為を株式累積投資制度に基づく買付けを除いて行わないことを誓約しています。

(2) 本覚書

上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」の「② 株式併合」に記載のとおり、公開買付者及び対象者は、2025年6月6日付で、本譲渡制限付株式に代わる、これと同等の経済的価値の代替的な報酬を対象者の役職員に対して付与することにつき、買付者が本公開買付けの決済後において対象者と誠実に協議の上合意することについて本覚書を締結しております。なお、当該代替的な報酬は、本譲渡制限付株式が退職慰労金又は退職金としての性質を有することから、本譲渡制限付株式を保有する対象者役職員が享受すべき経済的利益を実質的に損なわないよう、本譲渡制限付株式が本公開買付けに応募されるか否かを条件とすることなく本公開買付けへの応募とは独立して、本公開買付け成立後に対象者及び公開買付者と協議しながら決定する予定のもので、公開買付価格の均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に反するものではないと考えております。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

買付け等の期間	2025年6月9日(月曜日)から2025年7月22日(火曜日)まで(31営業日)
公告日	2025年6月9日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

② 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

③ 【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金2,830円
新株予約権証券	第1回新株予約権 1個につき金565,800円 第2回新株予約権 1個につき金565,800円 第3回新株予約権 1個につき金565,800円
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	(i) 普通株式 公開買付者は、本デュー・ディリジェンスの結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、取締役会の決議によって、本公開買付価格を2,830円とすることを決定いたしました。そのため、公開買付者は、大和証券から本公開買付価格に関する株式価値算定書を取得していません。 なお、本公開買付価格である2,830円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2025年6月5日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値2,213円に対して27.88%のプレミアムを加えた価格、直近1ヶ月間(2025年5月7日から同年6月5日まで)の終値単純平均値2,018円に対して40.24%のプレミアムを加えた価格、直近3ヶ月間(2025年3月6日から同年6月5日まで)の終値単純平均値1,981円に対して42.86%のプレミアムを加えた価格、直近6ヶ月間(2024年12月6日から2025年6月5日まで)の終値単純平均値1,975円に対して43.29%のプレミアムを加えた価格です。また、本公開買付価格は、本書提出日の前営業日である2025年6月6日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値2,141円に対して32.18%のプレミアムを加えた価格となります。 (ii) 本新株予約権 本新株予約権については、「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、本新株予約権買付価格は本公開買付価格と本新株予約権の行使価格1円の差額である2,829円に、各本新株予約権1個当たりの目的株式数を乗じた金額としております。
算定の経緯	(本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の決定に至る経緯) 上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	18, 147, 599(株)	9, 075, 600(株)	—(株)
合計	18, 147, 599(株)	9, 075, 600(株)	—(株)

- (注1) 応募株券等の総数(本新株予約権の目的となる株式の数を含みます。以下同じです。)が買付予定数の下限(9, 075, 600株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(9, 075, 600株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である18, 147, 599株を記載しております。なお、当該最大数は、潜在株式勘案後株式総数(18, 147, 599株)です。
- (注3) 買付予定数の下限(9, 075, 600株)については、潜在株式勘案後株式総数(18, 147, 599株)に係る議決権数(181, 475個)に50.01%を乗じた数(90, 756個、小数点以下を切り上げ)に、対象者の単元株式数(100株)を乗じた株式数(9, 075, 600株)としております。
- (注4) 単元未満株式についても本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付け期間中に自己株式を買い取ることがあります。
- (注5) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注6) 公開買付け期間の末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により交付される対象者株式についても、本公開買付けの対象としております。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	181,475
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	362
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2025年6月9日現在)(個)(d)	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年6月9日現在)(個)(g)	—
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(2024年10月31日現在)(個)(j)	180,782
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g) \div (j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100$)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(18,147,599株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権の数のうち、本新株予約権の発行要項に基づき株式に換算した株式数(36,200株)に係る議決権の数を記載しております。

(注3) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年6月9日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(2024年10月31日現在)(個)(j)」は、対象者が2025年1月30日に提出した2024年10月期有価証券報告書に記載された2024年10月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、本公開買付においては、単元未満株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、潜在株式勘案後株式総数に係る議決権の数(181,475個)を分母として計算しております。

(注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

(1) 【株券等の種類】

普通株式

(2) 【根拠法令】

公開買付者は、独占禁止法第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対して、本公開買付けによる対象者株式の取得(以下「本株式取得」といいます。))に関する計画を予め届け出なければならず(当該届出を、以下「事前届出」といいます。)、同条第8項により、事前届出が受理された日から原則として30日(短縮される場合もあります。))を経過するまでは本株式取得を行うことができません(本株式取得が禁止される当該期間を、以下「取得禁止期間」といいます。))。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができ(同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。))。上記の事前届出が行われた場合で、公正取引委員会が排除措置命令を発令しようとするときは、公正取引委員会は、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならず(同法第49条)、その意見聴取を行うにあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません(同法第50条第1項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。))、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間(上記の事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。))内に行うこととされております(同法第10条第9項)。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知(以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。))をするものとされております(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則(昭和28年公正取引委員会規則第1号)第9条)。

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年5月2日付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理され、公開買付者は、2025年5月29日付で排除措置命令を行わない旨の通知を公正取引委員会より受領したため、措置期間は同日をもって終了しております。また、本株式取得に関して、公開買付者は、公正取引委員会から2025年5月29日付で、取得禁止期間を30日間から27日間に短縮する旨の通知を受領したため、2025年5月29日の経過をもって、取得禁止期間は終了しております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

許可等の日付 2025年5月29日(排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる)

許可等の番号 公経企第671号(排除措置命令を行わない旨の通知書の番号)

公経企第672号(取得禁止期間の短縮の通知書の番号)

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

① 公開買付代理人

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

- ② 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店又は全国各支店(以下、公開買付代理人にて既に口座をお持ちの場合には、お取引支店といたします。)において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の16時までに応募してください。但し、本店又は全国各支店によって営業時間が異なりますので、予めご確認の上、応募してください。

オンライントレード(公開買付代理人に口座をお持ちのお客さま専用のオンラインサービス)による応募に関しては、オンライントレード(<https://www.daiwa.jp/onlinetrade/>)にて公開買付期間末日の16時までにご手続きを行ってください。なお、オンライントレードによる応募には、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座におけるオンライントレードのご利用申込が必要です。(注)

なお、オンライントレードによる応募は個人の場合に限り、法人の場合はご利用いただけません。また、オンライントレードでは単元株のみ申込可能です。単元未満株を含めてお申込みの場合は、お取引支店での受付になります。

(注) オンライントレードのご利用には、お申込みが必要です。

- ・ダイワ・カードをお持ちの場合：オンライントレードのログイン画面より新規申込を受付しております。お申込日の翌営業日からご利用いただけます。
- ・ダイワ・カードをお持ちでない場合：お取引支店又は大和証券コンタクトセンターまでご連絡ください。

- ③ 本公開買付けに係る株券等の応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合(対象者の株主名簿管理人である株式会社アイ・アール・ジャパンに開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。なお、本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。

- ④ 本新株予約権には譲渡制限が付されておりますので、本公開買付けに係る本新株予約権の応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、新株予約権者の請求により対象者から発行される「譲渡承認通知書」、新株予約権者であることの確認書類として、新株予約権者の請求により対象者又はその名簿管理人から発行される「新株予約権原簿記載事項を記載した書面」及び本公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換の請求に必要な書類を、それぞれ公開買付代理人にご提出いただく必要があります。

- ⑤ 応募の際に個人番号(法人の場合は法人番号)及び本人確認書類が必要となる場合があります。(注1)(注2)

- ⑥ 外国の居住者である株主等(法人の株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください(常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの「写し」をいただきます。)

- ⑦ 個人の株主等の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費との差額は、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注3)

- ⑧ 対象者の株主名簿管理人である株式会社アイ・アール・ジャパンに開設された特別口座に記載又は記録されている株券等を応募する場合の具体的な振替手続(応募株主等口座への振替手続)については、公開買付代理人にご相談いただくか、又は口座管理機関である株式会社アイ・アール・ジャパンにお問い合わせください。(注4)

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、次の個人番号及び本人確認書類が必要になります(法人の場合は、法人番号及び法人本人の本人確認書類に加え、「現に取引に当たる担当者(取引担当者)」についての本人確認書類及び取引担当者が当該法人のために取引の任にあたっていることの確認が必要になります。)。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・個人の場合

下記、A～Cいずれかの書類をご提出ください。(店頭での口座開設の場合は、本人確認書類の原本のご提示が必要になります。郵送での口座開設の場合は、本人確認書類のコピー(但し、「住民票の写し」は原本)をご提出ください。)

	個人番号確認書類	本人確認書類
A	個人番号カード(裏)	個人番号カード(表) ※郵送又はオンライン経由での口座開設の場合は、「個人番号カード(表)」に加えて、a又はbのうち、いずれか1種類
B	通知カード	aのいずれか1種類、又はbのうち2種類(但し、「住民票の写し」と「住民票の記載事項証明書」で2種類とすることはできません。) ※郵送又はオンライン経由での口座開設の場合は、a又はbのうち、いずれか2種類(但し、「住民票の写し」と「住民票の記載事項証明書」で2種類とすることはできません。)
C	個人番号記載のある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書	a又はbのうち、「住民票の写し」「住民票の記載事項証明書」以外の1種類

a 顔写真付の本人確認書類

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要

パスポート(住所記載欄のない新型パスポート(2020年2月4日以降に発給申請し交付されたパスポート)は、本人確認書類としてご利用いただけません。別途本人確認書類のご用意をお願いいたします。)、運転免許証、運転経歴証明書、各種福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書

b 顔写真のない本人確認書類

- ・発行から6ヶ月以内の原本又はコピーの提出が必要
住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑証明書
- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要

各種健康保険証、国民年金手帳(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)、各種福祉手帳等

・法人の場合

下記A～Cの確認書類をご提出ください。

A	法人番号確認書類	・法人番号指定通知書又は ・法人番号印刷書類
B	法人のお客さまの本人確認書類	・登記事項証明書又は ・官公庁から発行された書類等 (名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容を確認できるもの)
C	お取引担当者の本人確認書類	・個人番号カード(表)又は ・上記個人の場合の本人確認書類(aのいずれか1種類、又はbのうち2種類)

- ・外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合

日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等(自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるものに、法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容の記載のあるものに限りま。

- (注2) 取引関係書類の郵送について
本人確認を行ったことをお知らせするために、当該本人確認書類に記載された住所地に取引関係書類を郵送させていただきます。
- (注3) 株式等の譲渡所得等に対する申告分離課税について(個人の株主等の場合)
個人の株主等の方につきましては、株式等の譲渡には、申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。
- (注4) 特別口座からの振替手続
上記③に記載のとおり、応募に際しては、特別口座で記載又は記録されている株券等は、公開買付代理人に開設した応募株主等口座への振替手続をお取りいただく必要があります。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面(公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面)を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。また、本店又は全国各支店によって営業時間が異なりますので、予めご確認の上、解除してください。

オンライントレードで応募された契約の解除は、オンライントレード上の操作又は解除書面の交付若しくは送付により行ってください。オンライントレード上の操作による場合は、当該画面上に記載される方法に従い、公開買付期間末日の16時までに解除手続を行ってください。なお、オンライントレード取扱銘柄については、お取引支店で応募された契約の解除も、オンライントレード上の操作による解除手続を行うことが可能です。なお、単元未満株を含めて契約の解除をお申込みの場合は、お取引支店での受付になります。

解除書面を受領する権限を有する者：

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
(その他の大和証券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により、応募株主等が公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還し、本新株予約権については、本新株予約権の応募に際して提出された書類(上記「(1) 応募の方法」の④に記載した書類)を応募株主に対して郵送又は交付することにより返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	51,357,705,170
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	120,000,000
その他(c)	11,751,300
合計(a)+(b)+(c)	51,489,456,470

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けの買付予定数(18,147,599株)に、1株当たりの本公開買付価格(2,830円)を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他の必要書類の印刷費その他の諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他、公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未確定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

① 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	23,703,592
計(a)	23,703,592

② 【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計			—

③ 【届出日以後に借入を予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	銀行	株式会社名古屋銀行 (愛知県名古屋市中区三丁目19番17号)	買付け等に要する資金に充当するための借入 (注)	30,000,000
計(b)				—

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社名古屋銀行から、30,000,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2025年5月23日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行について、前提条件は定められておりません。

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計(c)			—

④ 【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
—	—
計(d)	—

⑤ 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

53,703,592千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(2) 【決済の開始日】

2025年7月29日(火曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日の翌営業日)以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください)。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(9,075,600株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(9,075,600株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。)は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

① 【会社の沿革】

年	沿革
1950年	愛知県津島市で石油販売店として宇佐美石油店創業
1958年	有限会社宇佐美鉱油店設立
1966年	有限会社宇佐美共栄社設立
1967年	株式会社山陽宇佐美設立
1969年	株式会社中部共進石油設立
1973年	株式会社九州宇佐美、株式会社東北宇佐美設立
1976年	株式会社美国鉱油設立
1979年	有限会社宇佐美鉱油店を株式会社宇佐美鉱油に改組
1986年	株式会社東京宇佐美、株式会社関東宇佐美設立
1987年	株式会社美国鉱油を株式会社東北宇佐美に統合
1990年	株式会社北海道宇佐美設立
1993年	株式会社関西宇佐美設立
1997年	株式会社北陸宇佐美設立
2002年	株式会社上信越宇佐美設立
2004年	株式会社ユーオーエス設立
2005年	全国11販売会社を株式会社東日本宇佐美、株式会社西日本宇佐美に組織統合
2007年	株式会社宇佐美保険サービス設立 株式会社ダイツの全株式を取得しグループ会社化
2009年	株式会社正起北興の全株式を取得しグループ会社化
2012年	古河コマース株式会社の全株式を取得しグループ会社化
2013年	株式会社正起北興を株式会社宇佐美エナジーへ社名変更 古河コマース株式会社を株式会社宇佐美コマースへ社名変更 株式会社神奈川工潤の全株式を取得しグループ化
2014年	有限会社尾鈴興産の全株式を取得しグループ化
2015年	株式会社宇佐美エンジニアリング設立 株式会社ダイツのガソリンスタンド事業を株式会社西日本宇佐美へ分割
2016年	株式会社宇佐美コマースを株式会社宇佐美エナジーに吸収合併 株式会社宇佐美エナジーが有限会社尾鈴興産より潤滑油事業を承継
2017年	株式会社岡野石油店の全株式を取得しグループ会社化 三和エナジー株式会社グループの全株式を取得しグループ会社化 株式会社神奈川工潤を株式会社宇佐美エナジーに吸収合併し、有限会社尾鈴興産を精算
2018年	有限責任会社 宇佐美ベトナム設立 株式会社大村技建の全株式を取得しグループ会社化
2019年	大同燃料株式会社の全株式を取得しグループ会社化 三和エナジー株式会社が三幸商事株式会社より燃料配送事業を承継
2020年	株式会社第一エネルギーの全株式を取得しグループ会社化 株式会社井本産業の全株式を取得しグループ会社化 株式会社第一エネルギーを三和エナジー株式会社に吸収合併 大同燃料株式会社と株式会社井本産業を合併し株式会社大同井本エナジーに商号変更
2021年	北海道エムアイ石油株式会社の全株式を取得しグループ会社化 株式会社ユタカ電子の全株式を取得しグループ会社化 株式会社宇佐美鉱油が株式会社ダイツを吸収合併
2022年	中西商会株式会社の全株式を取得しグループ会社化 ヒラオカ石油株式会社の全株式を取得しグループ会社化 三和エナジー株式会社が株式会社大塚油司の全株式を取得しグループ会社化 ヒラオカ石油株式会社が有限会社ゴンスの全株式を取得しグループ会社化

年	沿革
2023年	ヒラオカ石油株式会社がアサヒエナジー株式会社の全株式を取得しグループ会社化 株式会社TOP SPEED INTERNATIONAL、株式会社TOP AUTO JAPANの全株式を取得しグループ会社化 三和エナジー株式会社が株式会社大丸通商の全株式を取得しグループ会社化 ヒラオカ石油株式会社が株式会社Go-toの全株式を取得しグループ会社化 ヒラオカ石油株式会社がハタエ石油株式会社グループの全株式を取得しグループ会社化 ヒラオカ石油株式会社が株式会社ハナエキスプレスの全株式を取得しグループ会社化 三和エナジー株式会社が株式会社荒井モータースの全株式を取得しグループ会社化 三和エナジー株式会社が道南石油株式会社の全株式を取得しグループ会社化 有限会社宇佐美共栄社を株式会社宇佐美共栄社に組織変更 ヒラオカ石油株式会社が有限会社ゴンスを吸収合併 株式会社Go-toとアサヒエナジー株式会社を合併し株式会社Go-toアサヒエナジーへ商号変更
2024年	三和エナジー株式会社が株式会社大丸通商および、株式会社荒井モータースを吸収合併 三和エナジー株式会社が株式会社日立ハイテクネクサスより、「日立オイルターミナル」を譲受 株式会社東日本宇佐美が株式会社但野鋳金工業の全株式を取得しグループ会社化 PIAA株式会社の全株式を取得しグループ会社化 株式会社グッドスピードグループの全株式を取得、上場廃止ののちグループ会社化 三和エナジー株式会社が北海道エネルギー輸送株式会社の一部株式を取得しグループ会社化 三和エナジー株式会社がヒラオカ石油株式会社および、株式会社Go-toアサヒエナジーを吸収合併 経営企画本部EC事業部を分社化、うさまーとジャパンサービス株式会社設立 有限責任会社宇佐美ベトナム解散
2025年	株式会社西日本宇佐美が株式会社大信自動車の全株式を取得しグループ会社化 株式会社東日本宇佐美が株式会社磯野モータースの全株式を取得しグループ化 三和エナジー株式会社が株式会社オイルターミナルの全株式を取得しグループ化

② 【会社の目的及び事業の内容】

宇佐美グループ全体の経営統括及び資本統括、グループ会社への石油製品卸

③ 【資本金の額及び発行済株式の総数】

2025年6月9日現在

資本金の額	発行済株式の総数
10,000,000円	1,000,000株

④ 【大株主】

2025年6月9日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数 に対する所有株式数 の割合(%) (注)
株式会社宇佐美	愛知県津島市埋田町一丁目8番地	1,000	100.00
計	—	1,000	100.00

(注) 無議決権株式については発行済株式の総数から除いております。

⑤ 【役員の職歴及び所有株式の数】

2025年6月9日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴			所有株式数 (千株)
代表取締役	会長	宇佐美 三郎	1951年 1 月29日	1980年 3 月 1980年 5 月 2022年 9 月	公開買付者 公開買付者 公開買付者 (現任)	入社 取締役(現任) 代表取締役会長 (現任)	—
代表取締役	副会長	宇佐美 裕子	1956年10月20日	1979年10月 1979年10月 2022年 9 月	公開買付者 公開買付者 公開買付者 長(現任)	入社 取締役(現任) 代表取締役副会 長(現任)	—
代表取締役	社長	宇佐美 智也	1981年 6 月 5 日	2010年 3 月 2010年 3 月 2022年 9 月	公開買付者 公開買付者 公開買付者 (現任)	入社 取締役(現任) 代表取締役社長 (現任)	—
取締役	副社長	宇佐美 隆久	1983年10月10日	2010年 3 月 2010年 3 月 2022年 9 月	公開買付者 公開買付者 公開買付者 (現任)	入社 取締役(現任) 取締役副社長 (現任)	—
取締役	副社長	平本 博省	1957年 6 月 6 日	2013年 7 月 2013年12月 2022年 9 月	公開買付者 公開買付者 公開買付者 (現任)	入社 取締役(現任) 取締役副社長 (現任)	—
取締役	専務	田中 喜浩	1965年 2 月21日	1985年 2 月 2018年12月 2023年12月	公開買付者 公開買付者 公開買付者 (現任)	入社 取締役(現任) 専務取締役(現 任)	—
取締役	常務	渡辺 剛志	1969年 9 月30日	2025年 4 月 2025年 4 月	公開買付者 公開買付者 (現任)	取締役(現任) 常務取締役(現 任)	—
取締役	常務	高松 克行	1969年 1 月14日	1990年 8 月 2022年12月 2022年12月	公開買付者 公開買付者 公開買付者 (現任)	入社 取締役(現任) 常務取締役(現 任)	—
取締役	常務	細野 剛生	1962年 3 月 9 日	1996年 1 月 2018年12月 2023年 4 月	公開買付者 公開買付者 公開買付者 (現任)	入社 取締役(現任) 常務取締役(現 任)	—
取締役	常務	高橋 智幸	1968年 5 月 5 日	1986年 1 月 2018年12月 2023年12月	公開買付者 公開買付者 公開買付者 (現任)	入社 取締役(現任) 常務取締役(現 任)	—
取締役	—	小林 明	1973年 6 月13日	2023年 4 月	公開買付者	取締役(現任)	—
取締役	—	大櫛 孝太郎	1960年 1 月11日	2020年 4 月 2020年 4 月	公開買付者 公開買付者	入社 取締役(現任)	—
取締役	—	西家 基弘	1961年 9 月25日	2021年 4 月 2021年 4 月	公開買付者 公開買付者	入社 取締役(現任)	—
取締役	—	岩森 伸好	1964年 7 月16日	1999年12月 2023年12月	公開買付者 公開買付者	入社 取締役(現任)	—
監査役	—	宇佐美 幸子	1930年12月13日	1979年10月 2006年 6 月	公開買付者 公開買付者	入社 監査役(現任)	—
計							—

(2) 【経理の状況】

公開買付者の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。)に基づいて作成しております。

なお、公開買付者の財務諸表は、監査法人又は公認会計士の監査を受けておりません。

① 【貸借対照表】

2024年9月30日現在

(単位：円)

〈資産の部〉		〈負債の部〉	
科目	金額	科目	金額
〔流動資産〕		〔流動負債〕	
現金及び預金	22,081,992,935	買掛金	94,229,746,591
現金	9,512,221	未払費用	121,765,081
普通預金	11,999,026,194	前受金	17,106,530
定期預金	10,073,454,520	引当金	
売掛金	98,480,759,464	賞与引当金	1,892,020
たな卸資産	1,032,813,694	未払役員賞与	18,807,500
商品	952,229,506	1年以内長期借入金	115,288,000
原料及び材料		引当金	135,987,520
原材料	12,575,042	通常の取引に関連して発生する未払金又は預り金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの	
消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品で相当額以上のもの		未払金	2,364,908,413
貯蔵品	68,009,146	未払法人税等	8,287,600
前払費用	38,819,028	未払消費税等	25,754,300
その他の資産で1年以内に現金化できると認められるもの		預り金	5,047,556
短期貸付金	42,759,000	その他の負債で1年以内に支払又は返済されると認められるもの	
未収入金	772,358,402	短期借入金	1,549,000,000
立替金	345,465,844	仮受金	10,296,650
仮払金	86,005,663	流動負債	98,467,900,241
流動資産に属する資産に係る引当金		〔固定負債〕	
貸倒引当金	▲3,000,000	長期借入金	20,780,000
流動資産	122,877,974,030	資産除去債務	1,494,871,123
〔固定資産〕		その他の負債で流動負債に属しないもの	
有形固定資産		受入保証金	188,885,559
建物及び暖房、照明、通風等の附属設備		固定負債	1,704,536,682
建物(純額)	8,916,924,806	〈負債〉	100,172,436,923

〈資産の部〉		〈負債の部〉	
科目	金額	科目	金額
建物付属設備(純額)	4,411,740,400	〈純資産の部〉	
構築物(純額)	7,371,456,410	〔株主資本〕	
機械及び装置並びにコンベヤー、ホイスト、起重機等の搬送設備その他の附属設備		資本金	10,000,000
機械及び装置(純額)	809,973,522	資本剰余金	
鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具		資本準備金	162,000,000
車両運搬具(純額)	6,630,836	資本剰余金	162,000,000
工具、器具及び備品(純額)	103,063,215	利益剰余金	
土地	33,008,014,217	利益準備金	2,500,000
建設仮勘定	150,262,159	その他利益剰余金	
一括償却資産	26,953,453	別途積立金	49,145,697,826
有形固定資産	54,805,019,018	繰越利益剰余金	57,017,176,148
無形固定資産		その他利益剰余金	106,162,873,974
借地権	1,412,246,106	利益剰余金	106,165,373,974
ソフトウェア	1,145,870,120	株主資本	106,337,373,974
のれん	431,723,945		
その他の無形資産で流動資産又は投資たる資産に属しないもの			
電話加入権	707,345		
公共施設利用権	2,961,101		
無形固定資産	2,993,508,617		
投資その他の資産		〔評価・換算差額等〕	
関係会社株式その他流動資産に属しない有価証券		その他有価証券評価差額金	171,523,413
投資有価証券	3,216,303,438	評価・換算差額等	171,523,413
関係会社株式	20,226,053,220	〈純資産〉	106,508,897,387
出資金			
出資金	212,000		
長期貸付金			
長期貸付金	142,530,000		
前各号に掲げられるものの外、流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は繰延資産に属するもの以外の長期資産			
長期前払費用	326,254,147		
繰延税金資産	230,535,000		

〈資産の部〉		〈負債の部〉	
科目	金額	科目	金額
保険積立金	267,627,879		
差入保証金	1,491,534,205		
その他	29,558,933		
投資その他の資産に属する資産に係る引当金			
貸倒引当金	▲3,500,000		
投資その他の資産	25,927,108,822		
固定資産	83,725,636,457		
〔繰延資産〕			
その他	77,723,823		
繰延資産	77,723,823		
〈資産〉	206,681,334,310	〈負債純資産〉	206,681,334,310

② 【損益計算書】

自2023年10月 1 日から至2024年 9 月30日まで

(単位：円)

科目	金額	
〔営業活動による収益〕		
売上高		
商品売上高	927, 625, 921, 169	
その他の営業収入	8, 268, 671, 612	
受取賃貸料	9, 546, 366, 722	
〔営業活動による費用・売上原価〕		
売上原価		
期首商品棚卸高	874, 736, 403	
商品仕入高	924, 025, 823, 138	
当期製品製造原価	848, 923, 596	
期末商品棚卸高	▲974, 558, 809	
〔売上総利益又は売上総損失(△)〕		20, 666, 035, 175
〔販売費及び一般管理費〕		
運搬費	18, 159, 928	
広告宣伝費	323, 743, 832	
役員報酬	191, 385, 898	
賞与	2, 558, 381	
福利厚生費	6, 770, 679	
交際費	59, 604, 442	
通信費	89, 846, 905	
消耗品費	85, 543, 157	
租税公課	420, 526, 918	
減価償却費	2, 271, 147, 866	
修繕費	175, 271, 898	
保険料	57, 030, 422	
貸倒引当金繰越入額	1, 000, 000	
賞与引当金繰越入額	1, 892, 020	
給与及び手当	106, 026, 539	
法定福利費	38, 620, 442	
教育研修費	28, 900, 593	
支払手数料	1, 983, 141, 938	
賃借料	6, 153, 765, 897	

科目	金額	
販売促進費	7,073,097,720	
寄付金	73,564,578	
水道光熱費	64,175,952	
事務用品費	1,371,232	
会議費	8,613,664	
図書費	2,590,386	
旅費及び交通費	42,718,178	
雑費	2,317,167	
役員賞与	37,615,000	
通勤手当	5,110,509	
出向料	7,373,662	
グループ内出向料	793,773,199	
派遣料	46,319,898	
確定拠出年金拠出金	541,690	
少額償却資産	2,999,785	
リース料	10,331,481	
時の経過による調整額	20,197,434	
車輛燃料費	2,197,422	
廃棄物処理料	21,851,212	
保守点検料	302,365,042	
入金機手数料	5,949,771	
計算手数料	17,576,563	
銀行手数料	3,602,783	
P O S 使用料	2,775,172	
組合会費	1,575,929	
〔営業利益又は営業損失(△)〕		100,491,991
〔営業外利益〕		
受利利息	53,205,409	
受取配当金	7,266,289,490	
為替差益	7,517,559	
受取賃貸料	1,885,344	
雑収入	138,742,849	
営業外収益		7,467,640,651

科目	金額	
〔営業外費用〕		
支払利息	7,068,811	
為替差損	38,764,676	
雑損失	94,081,739	
営業外費用		139,915,226
〔経常利益又は経常損失(△)〕		7,428,217,416
〔特別利益〕		
固定資産売却益	17,764,682	
有価証券売却益	1,318,182	
その他特別利益	4,737,200	
特別利益		23,820,064
〔特別損失〕		
固定資産売却損	5,568,269	
固定資産除却損	298,491,586	
その他特別損失	10,485,908	
特別損失		314,545,763
〔税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)〕		7,137,491,717
〔法人税〕		5,274,775
法人税、住民税及び事業税	9,474,775	
法人税等調整額	▲4,200,000	
〔当期純利益又は当期純損失(△)〕		7,132,216,942

③ 【株主資本等変動計算書】

自2023年10月1日から至2024年9月30日まで

(単位：円)

株主資本	
資本金	
当期首残高	10,000,000
当期変動額	
当期変動額合計	0
当期末残高	10,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	162,000,000
当期変動額	
当期変動額合計	0
当期末残高	162,000,000
資本剰余金合計	
当期首残高	162,000,000
当期変動額	
新株の発行	0
当期末残高	162,000,000
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	2,500,000
当期変動額	
当期変動額合計	0
当期末残高	2,500,000
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	49,145,697,826
当期変動額	
当期変動額合計	0
当期末残高	49,145,697,826
繰越利益剰余金	
当期首残高	50,007,959,206
当期変動額	
剰余金の配当	▲123,000,000
当期純利益	7,132,216,942
当期変動費額合計	7,009,216,942
当期末残高	57,017,176,148

利益剰余金合計	
当期首残高	99,156,157,032
当期変動費	
剰余金の配当	▲123,000,000
当期純利益	7,132,216,942
当期変動額合計	7,009,216,942
当期末残高	106,165,373,974
株主資本合計	
当期首残高	99,328,157,032
当期変動額	
剰余金の配当	▲123,000,000
当期純利益	7,132,216,942
当期変動額合計	7,009,216,942
当期末残高	106,337,373,974
評価・換算差額当	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	97,006,207
当期変動額	
当期変動額合計	74,517,206
当期末残高	171,523,413
評価・換算差額等合計	
当期首残高	97,006,207
当期首変動額	
当期首変動額合計	74,517,206
当期末残高	171,523,413
純資産合計	
当期首残高	99,425,163,239
当期変動費	
剰余金の配当	▲123,000,000
当期純利益	7,132,216,942
当期変動額合計	7,083,734,148
当期末残高	106,508,897,387

注記事項

(継続企業の前提に関する事項)

公開買付者は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象、状況は発生していません。

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定。)

・時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっています。

・最終仕入原価法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法

2016年4月1日以後に取得する建物附属設備・構築物については定額法

その他の有形固定資産は定率法

② 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

その他の無形固定資産については定額法

③ リース資産 リース期間定額法

4. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上するほか、貸倒懸念債権等特定債権については個々の債権回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

5. リース取引の処理方法

2008年3月31日以前のリース物件が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

6. 収益及び費用の計上基準

公開買付者の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりです。

商品の支配が顧客に移転したとき、すなわち顧客への商品の引き渡し時点で所有に伴うリスク及び経済価値が移転し、顧客からの商品の対価を受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しております

7. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

資産に係る控除対象外消費税は発生年度の期間費用としている。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 230百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 見積りの算出方法

当事業年度における繰延税金資産は、将来の課税所得見込額に基づいて算出されております。

② 見積りに用いた仮定

将来の課税所得見込額は、合理的な仮定に基づく業績予想によって見積もっております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の課税所得見込額は、その時の業績等により変動するため、課税所得の見積りに影響を与える要因が発生した場合は、回収懸念額の見直しを行い繰延税金資産の修正を行うため、当該純損益が変動する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 24,413百万円

2. 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

株式会社宇佐美エナジー 500百万円

三和エナジー株式会社 3,761百万円

株式会社大村技建 668百万円

大同井本エナジー株式会社 600百万円

ヒラオカ石油株式会社 3,329百万円

株式会社TOP SPEED INTERNATIONAL 2,436百万円

株式会社TOP AUTO PARTS 1,564百万円

株式会社宇佐美共栄社 350百万円

ハタエ石油株式会社 1,500百万円

3. 関係会社に対する金銭債権・債務

売掛金 98,170百万円

未収入金 283百万円

立替金 345百万円

買掛金 92,334百万円

未払金 1,568百万円

未払費用 60百万円

(損益計算書に対する注記)

1. 関係会社との取引高

① 営業取引による取引高

売上高 939,590百万円

仕入高 910,818百万円

販売費及び一般管理費 11,644百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車輛及び事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

公開買付者は余剰資金の運用については安全性を最優先し、元本割れリスクの伴う投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

売掛金は99%が子会社東日本宇佐美・西日本宇佐美・宇佐美エナジー、三和エナジー、ヒラオカ石油、北海道エムアイ石油に対するものでリスクは見受けられません。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する株式であります。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、支払手形、買掛金は短期間で決算されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
投資有価証券	3,216百万円	3,216百万円	0
負債			
短期借入金	1,549百万円	1,549百万円	0
長期借入金※	136百万円	136百万円	0

※ 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内容等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価額により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	3,216			3,216

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
短期借入金	—	1,549	—	1,549
長期借入金	—	136	—	136

(賃貸等不動産に関する注記)

公開買付者は全国に主にガソリンスタンド用の賃貸等不動産を所有しており、2024年9月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸収益は3,966百万円(賃貸収益は売上高に主な賃貸費用は一般管理費に計上)であります。

当該賃貸不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価及び次のとおりであります。

貸借対照表計上額

前期末残高	当期増残高	当期末残高	当期末時価
51,186百万円	400百万円	51,594百万円	51,594百万円

(注) ① 貸借対照表計上額は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります

② 主な変動

増加は	土地購入	43百万円
	設備投資(新築・改装等)	2,095百万円
減少は	土地売却(収用・寄附含む)	53百万円
	建替等による建物等滅失	39百万円
	減価償却費	1,644百万円

③ 当期末の時価は固定資産評価基準等に基づいて自社で算定した金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社

*会社名・所有議決権割合

株式会社宇佐美被所有議決権割合 100%

*関連当事者との関係

役員の兼任

*取引の内容、取引金額、科目、期末残高及び取引条件

石油製品の購入 取引金額 881,395百万円、買掛金期末残高 92,271百万円

石油製品の購入については、市場価格を勘案して交渉し決定しています。

販売奨励金の受取 取引金額 3,890百万円、未収入金期末残高 346百万円

販売奨励金は仕入数量を勘案の上決定されています。

賃借料支払、取引金額 4,741百万円

SS等の賃借料は周辺相場を勘案して交渉し決定しています。

2. 子会社

*会社名・所有議決権割合

株式会社東日本宇佐美 所有議決権割合 100%

*関連当事者との関係

役員の兼任

*取引の内容、取引金額、科目、期末残高及び取引条件

石油製品の販売 取引金額447,863百万円 売掛金期末残高45,460百万円

石油製品の販売単価は仕入単価を勘案して売上単価を決定しております。

販売奨励金の支払 取引金額1,556百万円、未払金期末残高 153百万円

販売奨励金は販売数量を勘案して決定しております。

＊会社名・所有議決権割合

株式会社西日本宇佐美所有議決権割合 100%

＊関連当事者との関係

役員の兼任

＊取引の内容、取引金額、科目、期末残高及び取引条件

石油製品の販売 取引金額 401,198百万円 売掛金期末残高 43,340百万円

石油製品の販売単価は仕入単価を勘案して売上単価を決定しております。

販売奨励金の支払 取引金額 1,714万円、未払金期末残高 152百万円

販売奨励金は販売数量を勘案して決定しております。

(一株当たり情報に関する注記)

1. 一株当たりの純資産額 152,056円14銭

2. 一株当たりの当期純利益 10,163円17銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(その他の注記)

該当事項はありません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

① 【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

② 【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2025年6月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	—(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	—	—	—
所有株券等の合計数	—	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(2025年6月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	—(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	—	—	—
所有株券等の合計数	—	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(2025年6月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	—(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	—	—	—
所有株券等の合計数	—	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

該当事項はありません。

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、遠藤文樹氏(所有株式数:7,683,200株、所有割合:42.34%)及び佐々木正男氏(所有株式数:1,183,000株、所有割合:6.52%)との間で、2025年6月6日付で本応募契約を締結しており、応募予定株式(遠藤文樹氏について7,682,400株(所有割合:42.33%)、佐々木正男氏について1,132,100株(所有割合:6.24%)、合計8,814,500株、所有割合:48.57%)について、本公開買付けに応募する旨を合意しております。本応募契約には、応募予定株主の応募に係る前提条件が定められております。かかる前提条件の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「(1) 本応募契約」をご参照ください。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

- (1) 公開買付者の最近の3事業年度における公開買付者と対象者との間の取引の内容及び取引金額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

取引の概要	2022年9月期 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	2023年9月期 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	2024年9月期 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
対象者の商品の仕入れ	315	444	518

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

- (1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は2025年6月6日開催の対象者取締役役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に応募を推奨することの決議をしたとのことです。

なお、対象者の意思決定過程の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」をご参照ください。

- (2) 公開買付者と遠藤文樹氏(対象者の代表取締役会長)との間の本応募契約

公開買付者は、2025年6月6日付で、対象者の代表取締役会長である遠藤文樹氏との間で本応募契約を締結しております。本契約の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「(1) 本応募契約」の「① 遠藤文樹氏との間の本応募契約」をご参照ください。

- (3) 公開買付者と佐々木正男氏(対象者の取締役副会長)との間の本応募契約

公開買付者は、2025年6月6日付で、対象者の取締役副会長である佐々木正男氏との間で本応募契約を締結しております。本契約の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「(1) 本応募契約」の「② 佐々木正男氏との間の本応募契約」をご参照ください。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益(当期純損失)	—	—	—

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2 【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 プライム市場						
月別	2024年12月	2025年1月	2025年2月	2025年3月	2025年4月	2025年5月	2025年6月
最高株価(円)	2,150	1,987	1,998	2,147	2,027	2,111	2,250
最低株価(円)	1,875	1,906	1,873	1,860	1,693	1,884	2,096

(注) 2025年6月については、6月6日までのものです。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数(単位)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数 に対する所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

② 【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数 に対する所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第51期(自 2022年11月 1 日 至 2023年10月31日) 2024年 1 月31日東北財務局長に提出
事業年度 第52期(自 2023年11月 1 日 至 2024年10月31日) 2025年 1 月30日東北財務局長に提出

② 【半期報告書】

事業年度 第53期中(自 2024年11月 1 日 至 2025年 4 月30日) 2025年 6 月13日東北財務局長に提出予定

③ 【臨時報告書】

該当事項はありません。

④ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社フジ・コーポレーション
(宮城県富谷市成田一丁目 2 番 2 号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

(1) 「2025年10月期 第2四半期(中間期)決算短信〔日本基準〕(非連結)」の公表

対象者は、2025年6月6日付で「2025年10月期 第2四半期(中間期)決算短信〔日本基準〕(非連結)」を公表しております。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

(2) 「期末配当予想の修正(無配)に関するお知らせ」の公表

対象者は、2025年6月6日付で公表した「期末配当予想の修正(無配)に関するお知らせ」に記載のとおり、2025年6月6日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、2025年10月期の配当予想を修正し、2025年10月期に係る期末配当を行わないことを決議したとのことです。詳細については、対象者が同日に公表した「期末配当予想の修正(無配)に関するお知らせ」をご参照下さい。

【対象者に係る主要な経営指標等の推移】

主要な経営指標等の推移

回次	第48期	第49期	第50期	第51期	第52期
決算年月	2020年10月	2021年10月	2022年10月	2023年10月	2024年10月
売上高 (千円)	34,240,507	38,847,155	43,080,410	45,091,591	46,142,013
経常利益 (千円)	3,530,677	4,214,445	5,379,894	5,770,060	5,632,425
当期純利益 (千円)	2,356,735	2,864,286	3,691,789	3,985,993	4,051,508
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	1,236,515	1,236,515	1,236,515	1,236,515	1,236,515
発行済株式総数 (株)	10,485,000	20,970,000	19,970,000	19,223,900	18,405,400
純資産額 (千円)	17,929,457	20,428,801	22,528,575	24,502,695	26,256,683
総資産額 (千円)	28,747,325	29,366,108	31,528,690	33,684,346	37,019,927
1株当たり純資産額 (円)	875.30	995.81	1,151.77	1,296.89	1,449.67
1株当たり配当額 (円)	20.00	22.50	25.00	30.00	40.00
(内、1株当たり 中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(12.50)	(20.00)
1株当たり 当期純利益金額 (円)	115.37	140.11	184.04	205.18	217.53
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	115.12	139.80	183.68	204.79	217.11
自己資本比率 (%)	62.2	69.4	71.3	72.6	70.8
自己資本利益率 (%)	13.9	15.0	17.2	17.0	16.0
株価収益率 (倍)	9.0	8.6	6.9	8.2	8.4
配当性向 (%)	17.3	16.1	13.6	14.6	18.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	5,078,135	4,313,029	1,308,220	4,635,417	6,151,136
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△3,318,631	△730,976	△1,214,474	△1,302,926	△588,231
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△759,476	△3,696,628	△1,675,602	△2,167,825	△2,450,061
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	2,506,184	2,391,609	809,752	1,974,417	5,087,261
従業員数 (名)	465	477	492	483	482
株主総利回り (%)	95.7	112.4	121.0	161.9	177.8
(比較指標：配当込み TOPIX) (%)	(97.1)	(125.6)	(124.3)	(148.9)	(182.3)
最高株価 (円)	2,654	1,438 (2,876)	1,322 (2,644)	2,173 (4,346)	2,375 (4,750)
最低株価 (円)	1,385	1,035 (2,070)	1,045 (2,090)	1,216 (2,432)	1,536 (3,072)

- (注) 1 対象者は関連会社を有しておりませんので、「持分法を適用した場合の投資利益」については記載しておりません。
- 2 第48期及び第49期、第50期の1株当たり配当額には特別配当2.5円、第51期の1株当たり配当額には特別配当5円を含んでおります。
- 3 2021年5月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第48期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
- 4 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所プライム市場（2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部）におけるものであります。
- 5 第49期、第50期、第51期及び第52期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、株式分割前の最高株価及び最低株価を括弧内に記載しております。
- 6 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第50期の期首から適用しており、第50期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。